



ホゴちゃんの更生ものがたり
【画像提供：法務省保護局】

第3編

少年非行の動向と非行少年の処遇

- 第1章 少年非行の動向
- 第2章 非行少年の処遇
- 第3章 少年の刑事手続

第1章

少年非行の動向

この編において、非行少年とは、家庭裁判所の審判に付すべき少年、すなわち、①犯罪少年、②触法少年及び③ぐ犯少年をいう（少年法3条1項）。

第1節 少年による刑法犯

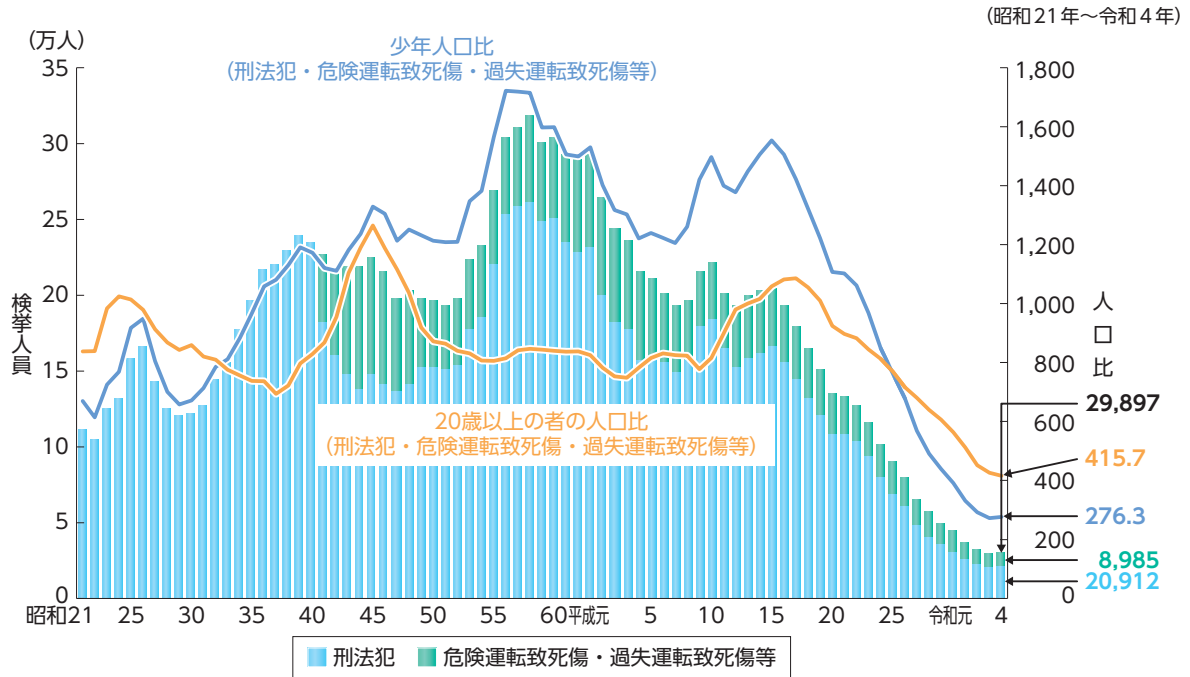
1 検挙人員

少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員（触法少年の補導人員を含む。特に断らない限り、以下この節において同じ。）並びに人口比の推移（昭和21年以降）は、**3-1-1-1 図①**のとおりである（CD-ROM資料**3-1**参照）。少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員の推移には、昭和期において、26年の16万6,433人をピークとする第一の波、39年の23万8,830人をピークとする第二の波、58年の31万7,438人をピークとする第三の波という三つの大きな波が見られる。平成期においては、平成8年から10年及び13年から15年にそれぞれ一時的な増加があったものの、全体としては減少傾向にあり、24年以降戦後最少を記録し続けていた。令和に入ってから戦後最少を更新し続けていたが、令和4年は前年からわずかに増加し、2万9,897人（前年比0.3%増）であった（非行少年の動向等については第7編第2章2項及び**7-2-1表**参照）。

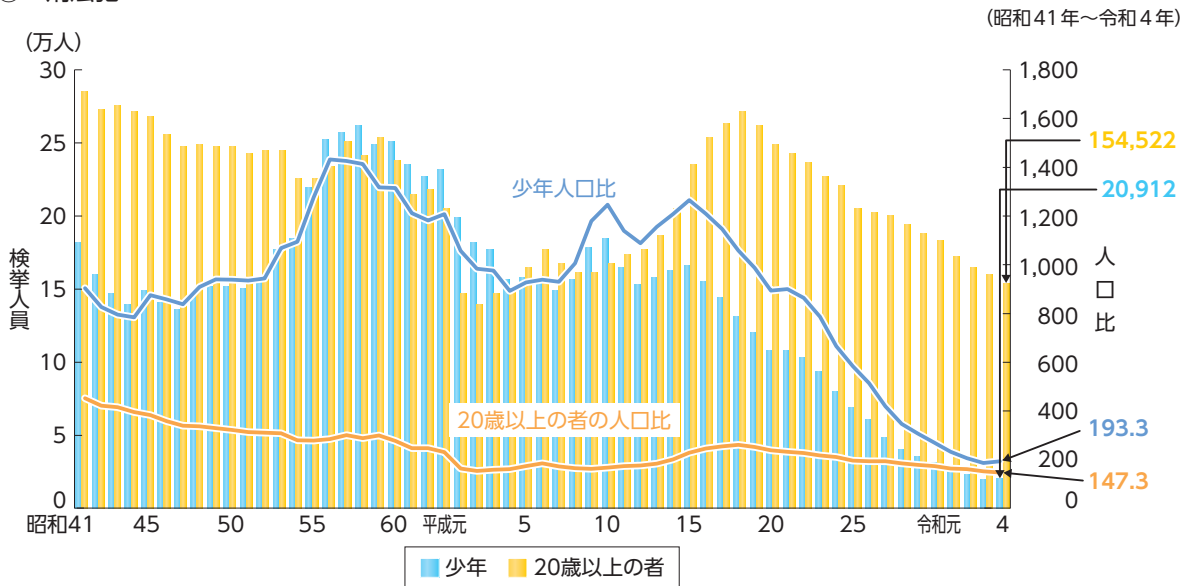
3-1-1-1 図②は、少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を20歳以上の者と比較して見たものである。少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降、減少し続けていたが、令和4年は19年ぶりに前年から増加し、2万912人（前年比2.5%増）であった。少年の人口比についても、4年は前年と比べて上昇し、193.3（同6.8pt上昇）であったが、全体としては低下傾向が見られ、最も高かった昭和56年（1,432.2）の約7分の1になっている。20歳以上の者の人口比と比較すると依然として約1.3倍と高いものの、20歳以上の者の人口比にそれほど大きな変動がないため、その差は縮小傾向にある。

3-1-1-1 図 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



② 刑法犯



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、20歳以上の者として計上している。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「20歳以上の者の人口比」は、20歳以上の者10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
 5 昭和40年以前は、道路上の交通事故に係らない業務上(重)過失致死傷はもとより、道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷についても、「刑法犯」に含めて計上している。
 6 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。

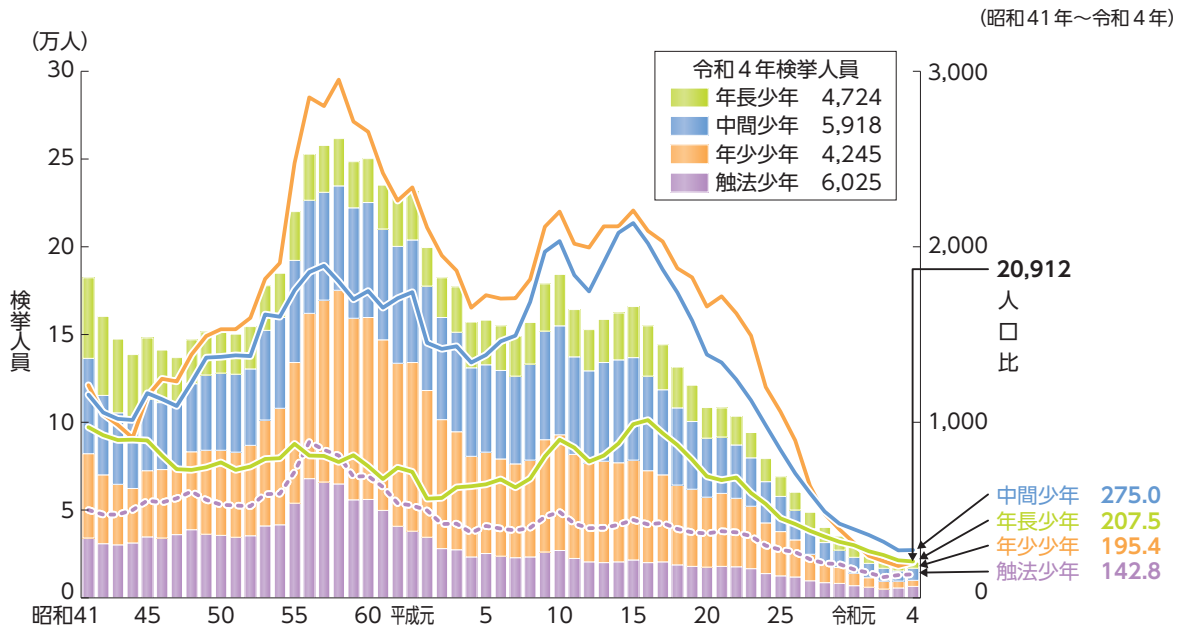
2 属性による動向

(1) 年齢層別動向

ア 年齢層別検挙人員・人口比の推移

少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を年齢層別に見ると、**3-1-1-2図**のとおりである（CD-ROM資料**3-2**参照）。年少少年の人口比は、昭和46年から平成27年までは中間少年及び年長少年の人口比を上回っていたが、28年以降は中間少年のそれを下回り、令和元年以降は、年長少年のそれを下回っている。

3-1-1-2図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）

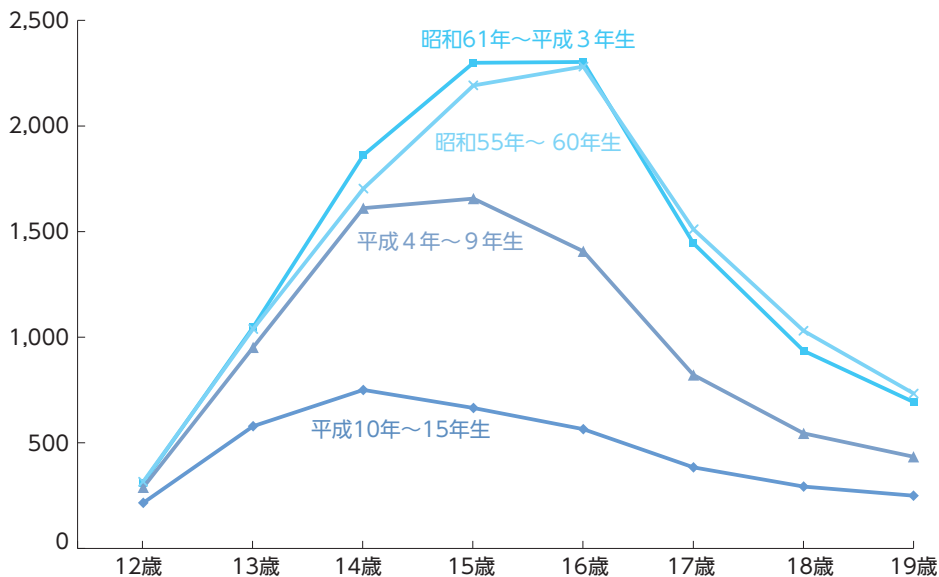


- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。
 4 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

イ 非行少年率

3-1-1-3図は、少年の成長に伴う非行率の変化を知るために、出生年（推計）が昭和55年から平成15年までの者について、6年ごとに世代を区分し、各世代について、12歳から19歳までの各年齢時における**非行少年率**（各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。以下この項において同じ。）の推移を見たものである。昭和55年～60年生まれの世代は、ピークが16歳の2,281.2となっている。昭和61年～平成3年生まれの世代も、ピークは16歳であるが、2,303.0とわずかに上昇している。平成4年～9年生まれの世代は、ピークが15歳になり、1,656.2に低下している。平成10年～15年生まれの世代は、ピークが14歳と更に下がり、750.6に低下している。同世代の非行少年率は、12歳から19歳までの各年齢時において、全世代の中で一貫して最も低い。

3-1-1-3 図 少年による刑法犯 非行少年率の推移



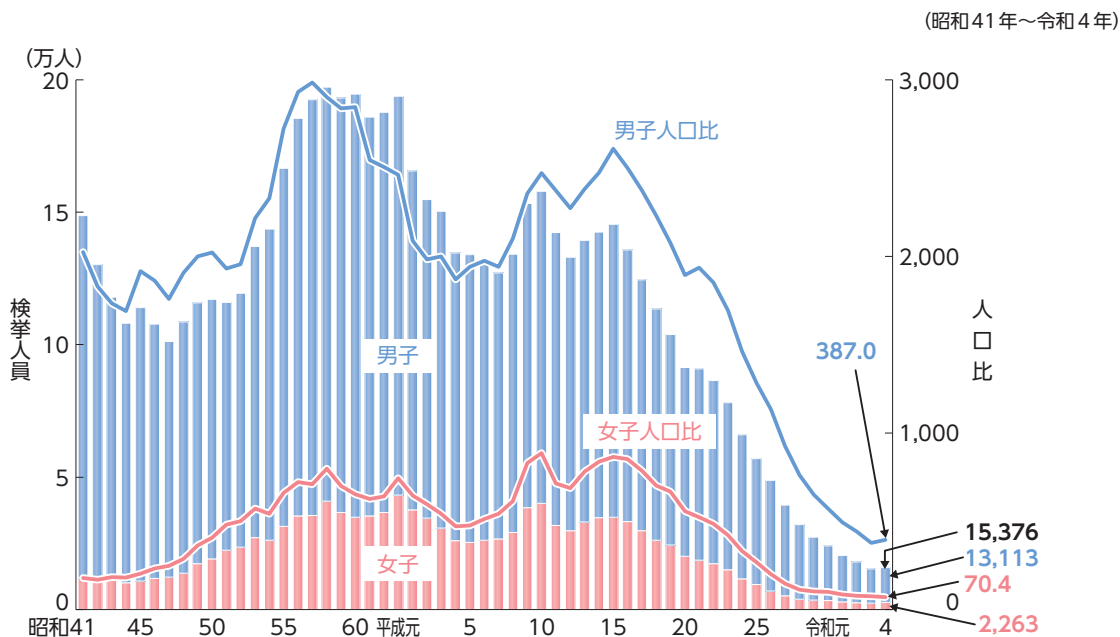
- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
- 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
- 3 「非行少年率」は、各世代について、当時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。

(2) 男女別動向

3-1-1-4 図は、犯罪少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を男女別にみたものである（なお、20歳以上の女性と少年女子の検挙人員及び女性比の推移は、4-7-1-1 図参照）。

女子比は、平成20年以降低下し続け、29年からは上昇に転じていたが、令和4年は前年と比べて低下し14.7%（前年比1.2pt低下）であった（CD-ROM参照）。

3-1-1-4 図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（男女別）



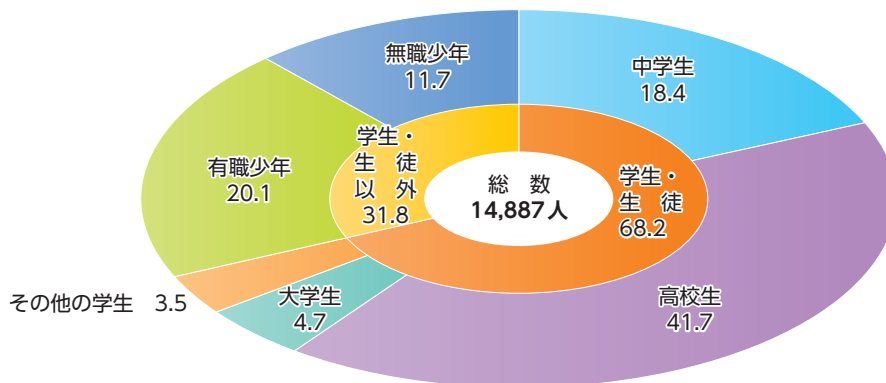
- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
- 2 犯行時の年齢による。
- 3 触法少年の補導人員を含まない。
- 4 「男子人口比」は、14歳以上の男子少年10万人当たりの、「女子人口比」は、14歳以上の女子少年10万人当たりの、それぞれ刑法犯検挙人員である。

(3) 就学・就労状況

令和4年における犯罪少年による刑法犯の検挙人員の就学・就労状況別構成比を見ると、3-1-1-5図のとおりである。

3-1-1-5図 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比

(令和4年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 4 触法少年の補導人員を含まない。

3 罪名別動向

令和4年における少年による刑法犯の検挙人員（男女別）及び少年比を罪名別に見ると、3-1-1-6表のとおりである（CD-ROM資料3-3、3-4及び3-5参照）。

なお、特殊詐欺（第1編第1章第2節3項（4）参照）による少年の検挙人員について見ると、令和4年は473人（前年比40人（9.2%）増）であり、特殊詐欺による検挙人員全体の19.2%を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

3-1-1-6表 少年による刑法犯 検挙人員・少年比（罪名別、男女別）

(令和4年)

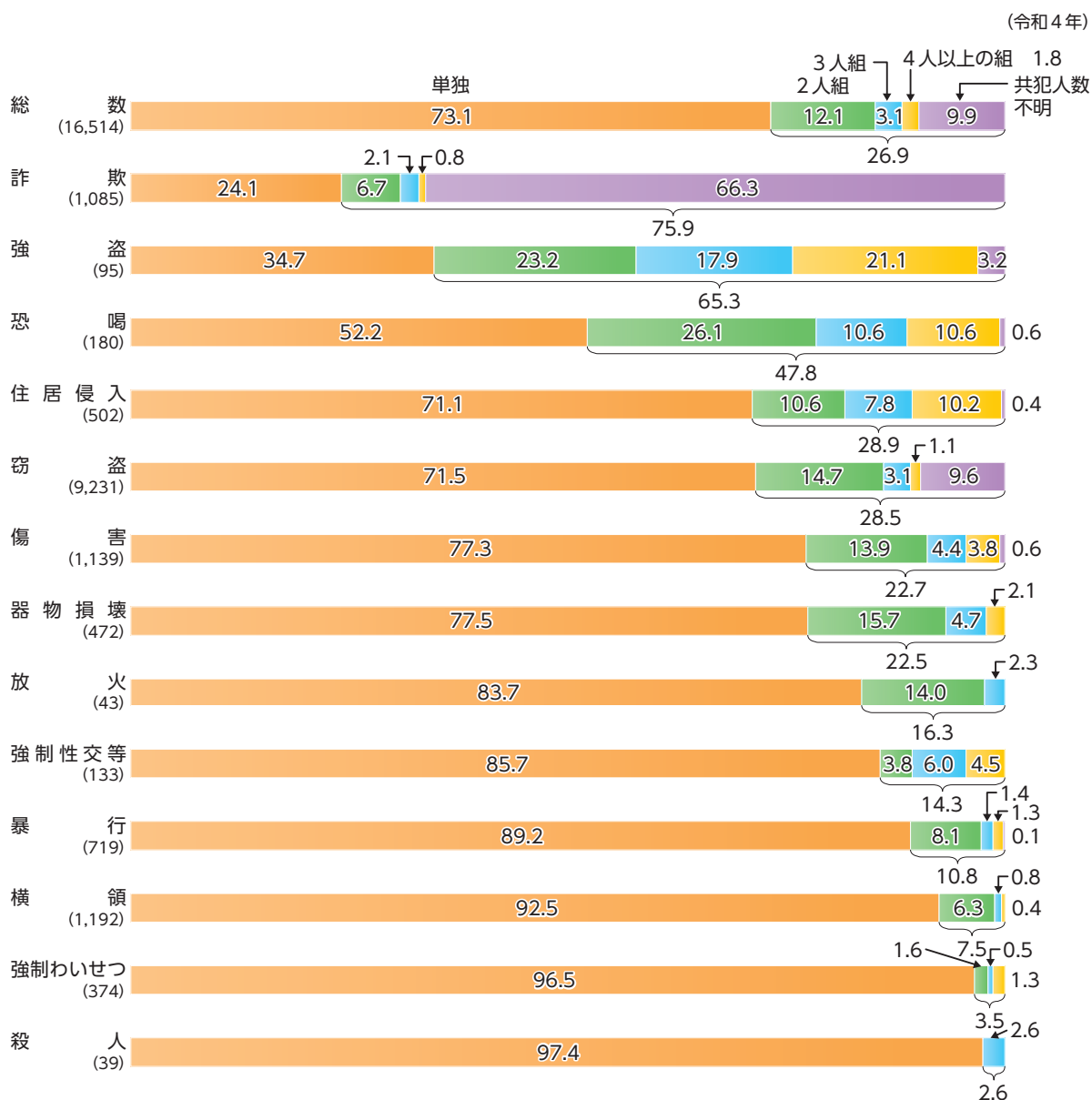
罪名	総数		男子	女子	女子比	少年比
	数	(%)				
総数	21,401	(100.0)	17,927	3,474	16.2	12.2
殺人	55	(0.3)	36	19	34.5	7.0
強盗	245	(1.1)	231	14	5.7	18.5
放火	79	(0.4)	68	11	13.9	13.8
強制性交等	220	(1.0)	217	3	1.4	16.0
暴行	1,461	(6.8)	1,299	162	11.1	5.9
傷害	1,942	(9.1)	1,754	188	9.7	10.8
恐喝	320	(1.5)	276	44	13.8	27.0
窃盗	11,159	(52.1)	8,766	2,393	21.4	13.5
詐欺	836	(3.9)	676	160	19.1	7.9
横領	1,372	(6.4)	1,224	148	10.8	14.5
遺失物等横領	1,356	(6.3)	1,211	145	10.7	15.9
強制わいせつ	485	(2.3)	481	4	0.8	15.1
住居侵入	933	(4.4)	888	45	4.8	26.3
器物損壊	956	(4.5)	854	102	10.7	18.8
その他	1,338	(6.3)	1,157	181	13.5	10.2

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。
 5 ()内は、構成比である。

4 共犯事件

令和4年における刑法犯の検挙事件（触法少年の補導件数を含まない。また、捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）のうち、少年のみによる事件（少年の単独犯又は少年のみの共犯による事件）での共犯率（共犯による事件数（共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを含む。）の占める比率をいう。）・共犯者数別構成比を主な罪名別に見ると、3-1-1-7図のとおりである。総数では、少年のみによる事件での共犯率は26.9%であり、20歳以上の者のみによる事件（20歳以上の者の単独犯又は20歳以上の者のみの共犯による事件）での共犯率（12.5%）と比べて高い（CD-ROM参照）。

3-1-1-7図 少年のみによる刑法犯 検挙事件の共犯率・共犯者数別構成比（罪名別）



注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 触法少年の補導件数は含まない。
 4 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 5 「共犯人数不明」は、共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを計上している。
 6 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 7 () 内は、件数である。

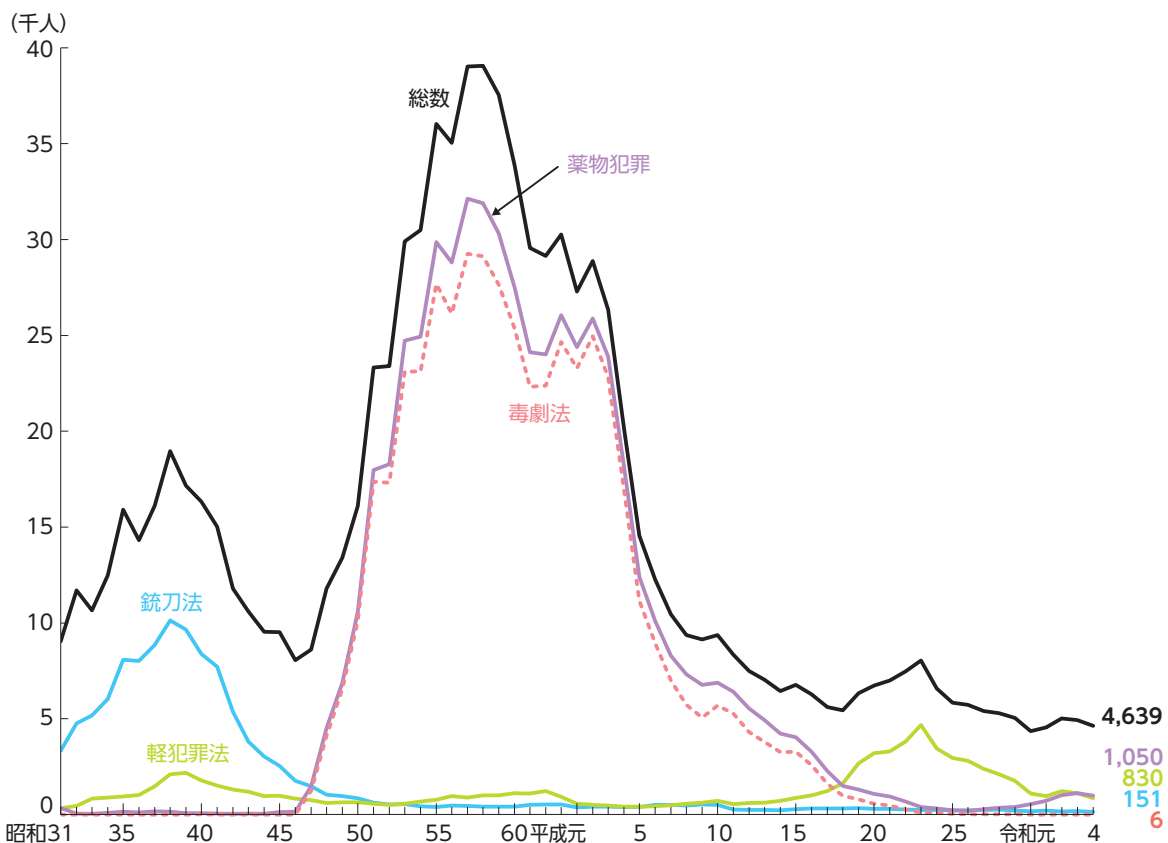
第2節 少年による特別法犯

1 検挙人員

犯罪少年による特別法犯（平成15年までは交通関係4法令違反（昭和36年までは道路交通取締法（昭和22年法律第130号）違反を含む。）を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙人員の推移（昭和31年以降）は、3-1-2-1図のとおりである（罪名別検挙人員については、CD-ROM資料3-6参照）。その総数は、38年（1万8,967人）と58年（3万9,062人）をピークとする大きな波が見られた後、平成3年から18年にかけて大きく減少した。19年に増加に転じ、24年から再び減少し続けたが、令和元年以降は増減し、4年は4,639人（前年比6.1%減）であった。罪名別に見ると、薬物犯罪（覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。以下この節において同じ。）の人員は、昭和57年（3万2,129人）をピークとする大きな波が見られた後、平成26年（190人）を底として、翌年からは増加し続けていたが、令和4年（1,050人）は8年ぶりに減少した。

3-1-2-1図 少年による特別法犯 検挙人員の推移

(昭和31年～令和4年)

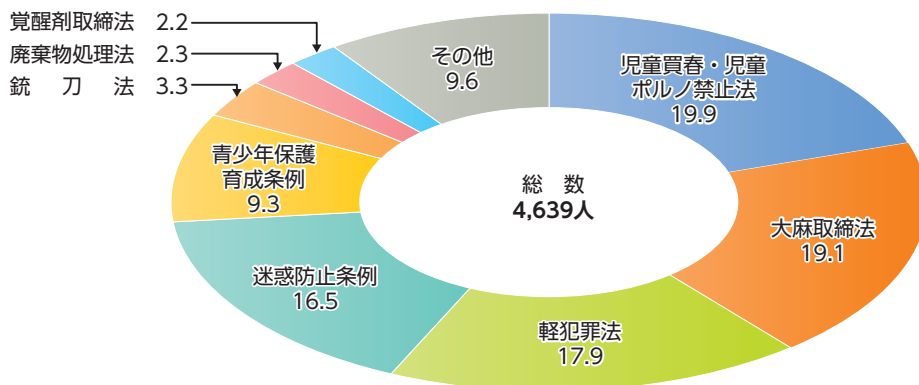


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。
 5 平成15年までは交通関係4法令違反（昭和36年までは道路交通取締法違反を含む。）を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。

令和4年における犯罪少年による特別法犯の検挙人員の罪名別構成比は、3-1-2-2図のとおりである。平成18年から令和3年までは軽犯罪法違反の人員が最も多かったが（3-1-2-1図及びCD-ROM資料3-6参照）、4年は児童買春・児童ポルノ禁止法違反が最も多く、次いで、大麻取締法違反、軽犯罪法違反の順であった。

3-1-2-2図 少年による特別法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和4年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 交通法令違反を除く。

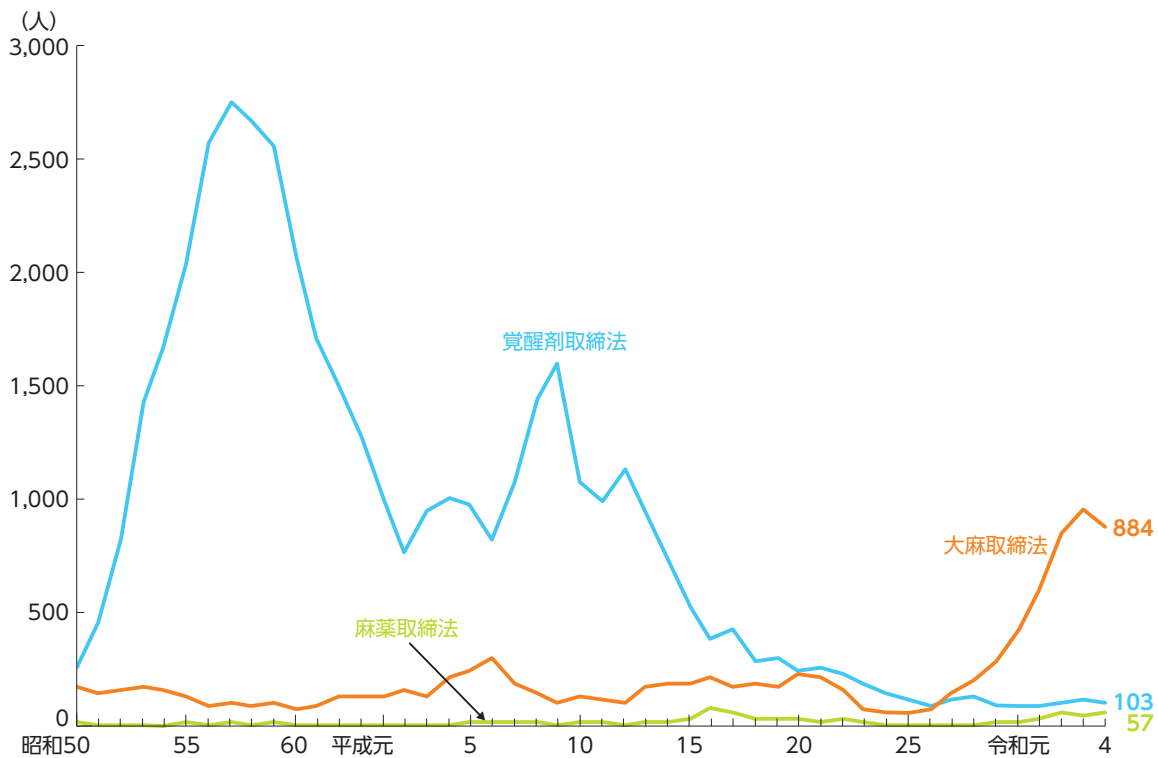
2 薬物犯罪

犯罪少年の薬物犯罪においては、昭和47年に毒劇法が改正されてシンナーの乱用行為等が犯罪とされた後、同法違反が圧倒的多数を占め、その検挙人員は、57年にピーク（2万9,254人）を迎え、その後は大きく減少し、令和4年は6人であった（3-1-2-1図及びCD-ROM資料3-6参照）。

犯罪少年による覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の検挙人員の推移（昭和50年以降）は、3-1-2-3図のとおりである。覚醒剤取締法違反は、57年（2,750人）及び平成9年（1,596人）をピークとする波が見られた後、大きく減少し、令和4年は103人（前年比11人減）であった。大麻取締法違反は、平成6年（297人）をピークとする波が見られた後、増減を繰り返していたが、26年から令和3年までは増加し続け、平成27年以降は薬物犯罪の中で最多を占めており、令和4年は884人（前年比71人（7.4%）減）であった。麻薬取締法違反は、昭和50年以降、おおむね横ばいしないしわずかな増減を繰り返しており、令和4年は57人（前年比14人増）であった。

3-1-2-3図 少年による覚醒剤取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）

（昭和50年～令和4年）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。

3 交通犯罪

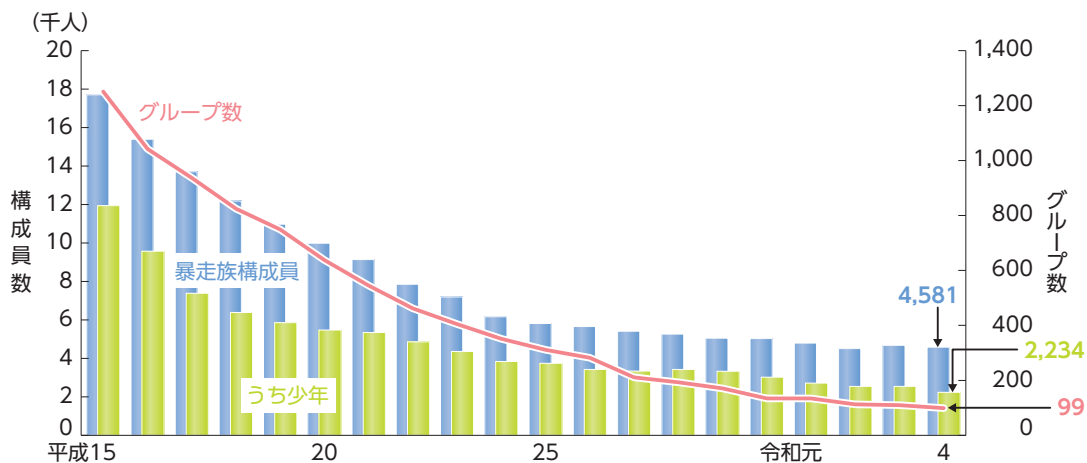
犯罪少年による道路交通法違反の取締件数（軽車両以外の車両等の運転によるものに限る。ただし、教唆・幫助犯は除く。）は、昭和60年に193万8,980件を記録した後、減少傾向が続き、令和4年は10万280件（前年比13.0%減）であった（警察庁交通局の資料による。）。

令和4年における犯罪少年による危険運転致死傷の検挙人員は72人（前年比15人増）であり、そのうち、致死事件の検挙人員は5人（同7人減）であった（警察庁の統計による。）。

暴走族の構成員数及びグループ数の推移（最近20年間）は、3-1-2-4図のとおりである。

3-1-2-4図 暴走族の構成員数・グループ数の推移

（平成15年～令和4年）



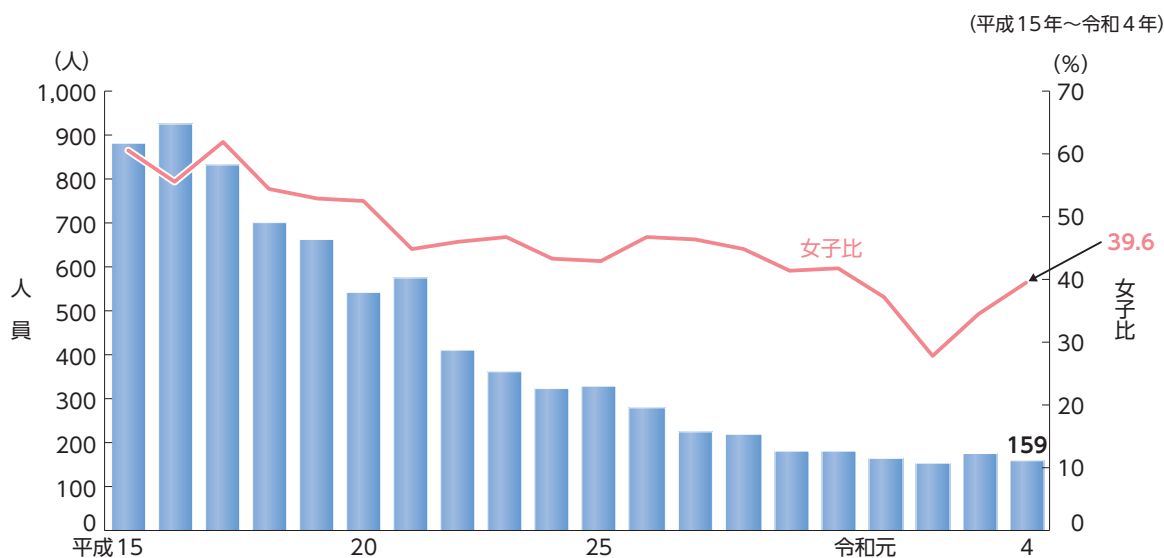
- 注 1 警察庁交通局の資料による。
 2 共同危険型暴走族（爆音を伴う暴走等を集団で行う暴走族をいう。）に限る。

第3節 ぐ犯少年

ぐ犯について、家庭裁判所終局処理人員及び女子比の推移（最近20年間）を見ると、3-1-3-1図のとおりである（CD-ROM資料3-7参照）。令和4年におけるぐ犯の家庭裁判所終局処理人員（児童福祉法27条の3に規定する強制的措置許可申請を含み、所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。）は159人、女子比は39.6%であった。なお、令和3年法律第47号による少年法等の一部改正により、4年4月以降、年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯がその対象から除外されたことに留意が必要である（同改正の詳細につき、本編第2章第1節1及び3項参照）。

令和4年4月から12月までにおけるぐ犯の家庭裁判所終局処理総人員について、少年法3条1項3号に規定されるぐ犯事由別に見ると、「保護者の正当な監督に服しない性癖のあること」（同号イ）、「正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと」（同号ロ）、「犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出すること」（同号ハ）及び「自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること」（同号ニ）のうち、同号イ及びニのみに該当する者が26人で最も多かった。また、行為時の年齢別に見ると、14歳未満の者は13人であった（司法統計年報による。）。

3-1-3-1 図 ぐ犯の家庭裁判所終局処理人員・女子比の推移



注 1 司法統計年報による。

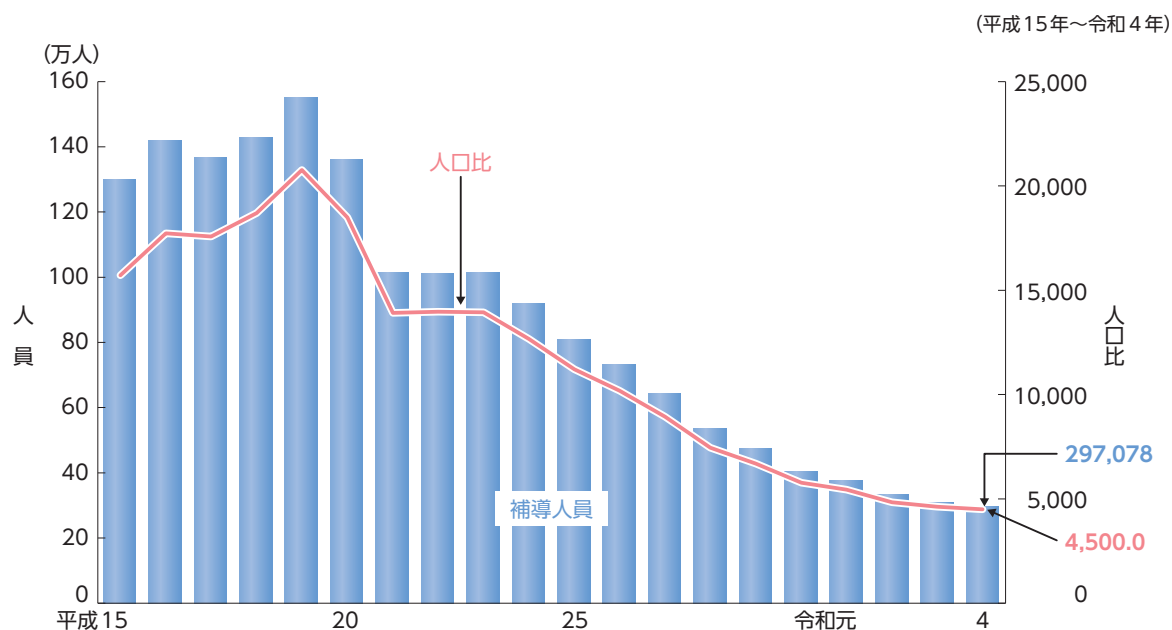
注 2 児童福祉法27条の3に規定する強制的措置許可申請を含み、所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。

第4節 不良行為少年

不良行為少年（犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。）の補導人員及び人口比の推移（最近20年間）を見ると、3-1-4-1図のとおりである。令和4年における補導人員は29万7,078人（前年比3.7%減）、人口比は4,500.0（同131.4低下）であった。

また、令和4年における補導人員を態様別に見ると、深夜はいかい15万948人（50.8%）、喫煙8万7,165人（29.3%）の順に多く、この2態様で補導人員総数の8割を占めた（警察庁生活安全局の資料による。）。

3-1-4-1図 不良行為少年 補導人員・人口比の推移



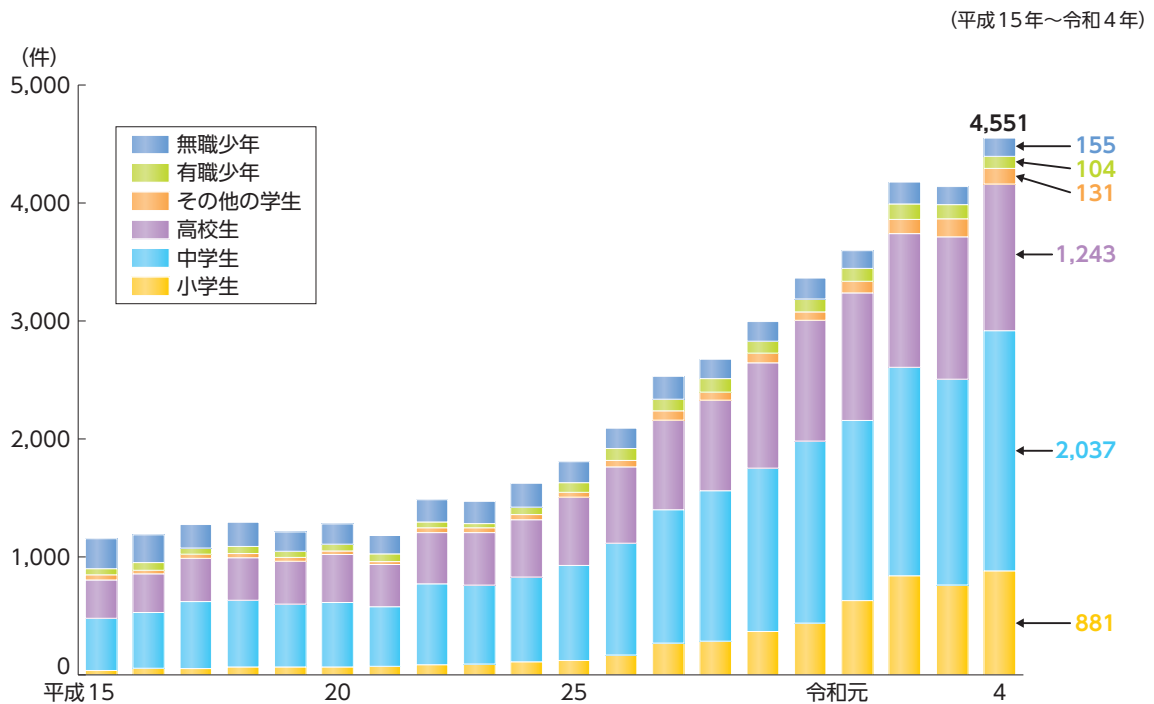
- 注 1 警察庁生活安全局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「不良行為少年」は、犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
 3 「人口比」は、少年10万人当たりの補導人員である。なお、人口比算出に用いた人口は、14歳以上20歳未満の人口である。

第5節 家庭と学校における非行

1 家庭内暴力

少年による家庭内暴力事案の認知件数の推移（最近20年間）を就学・就労状況別に見ると、3-1-5-1図のとおりである。認知件数の総数は、平成24年から増加し続け、令和3年は減少したものの、4年は再び増加し、4,551件（前年比9.9%増）であった。特に、近年、小学生が大きく増加しており、3年は減少したものの、4年は881件（同15.6%増）であった。

3-1-5-1 図 少年による家庭内暴力 認知件数の推移（就学・就労状況別）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 行為時の就学・就労状況による。
 3 一つの事案に複数の者が関与している場合は、主たる関与者の就学・就労状況について計上している。
 4 「その他の学生」は、浪人生等である。

令和4年における家庭内暴力事案の対象について、同居している家族の内訳を見ると、母親が2,594件と最も多く、次いで、父親が598件、兄弟姉妹が456件、同居の親族が174件の順であり、同居している家族以外では、家財道具等が699件、その他が30件であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 校内暴力

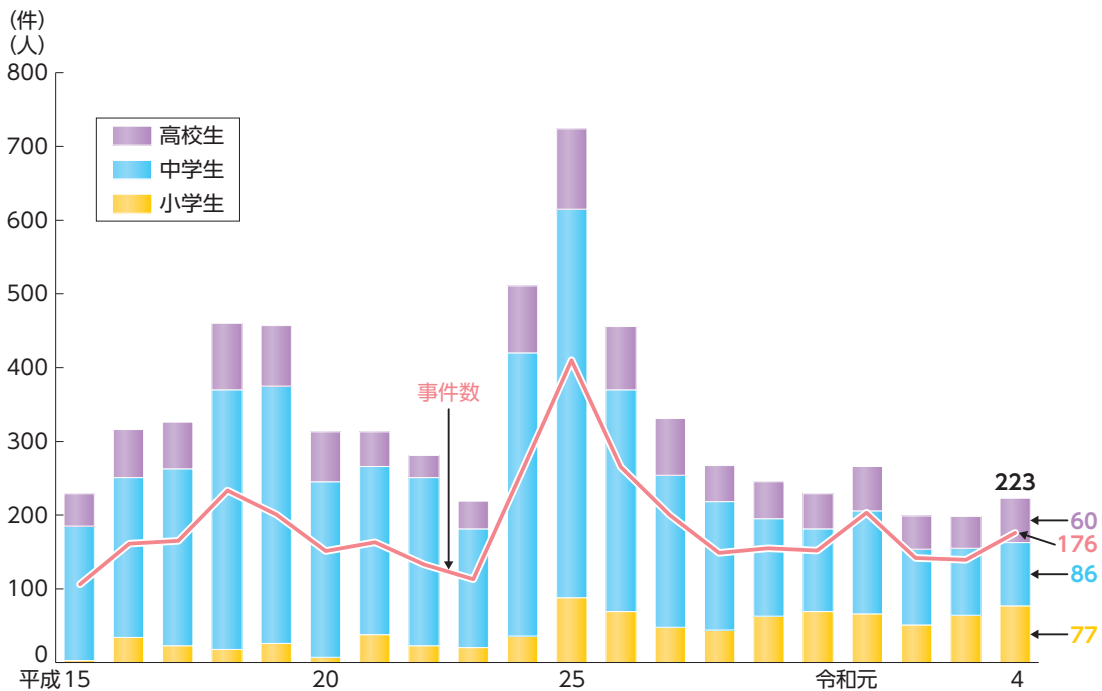
校内暴力事件の事件数及び検挙・補導人員は、事件数では昭和58年に2,125件を、検挙・補導人員では56年に1万468人を、それぞれ記録した後は大きく減少し、その後の増減を経て、平成26年以降減少し続けていたが、令和3年に増加に転じ、4年は593件（前年比1.0%増）、636人（同1.8%増）であった。検挙・補導された者の就学状況を見ると、かつては、中学生が圧倒的に多い状況が続いていたが、平成26年以降、中学生の総数に占める構成比が低下し続け、令和4年は、中学生が352人（55.3%）、小学生が203人（31.9%）、高校生が81人（12.7%）であった。中学生の検挙・補導人員は、平成26年以降減少傾向にあり、4年は、減少が始まる直前の平成25年（1,569人）と比べると約2割となった。一方、小学生の補導人員は、24年から増加傾向にあり、28年以降は高校生の検挙人員を上回っている（警察庁生活安全局の資料による。）。

3 いじめ

警察において取り扱ったいじめに起因する事件の事件数及び検挙・補導人員の推移（最近20年間）を見ると、3-1-5-2図のとおりである。事件数及び検挙・補導人員は、昭和60年に638件、1,950人を記録して以降、63年の97件、279人まで大きく減少し、その後の増減を経て、令和4年は176件（前年比26.6%増）、223人（同12.6%増）と、いずれも増加した（CD-ROM参照）。

3-1-5-2図 いじめに起因する事件 事件数・検挙・補導人員の推移

（平成15年～令和4年）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「いじめに起因する事件」とは、いじめによる事件及びいじめの仕返しによる事件をいう。

第2章

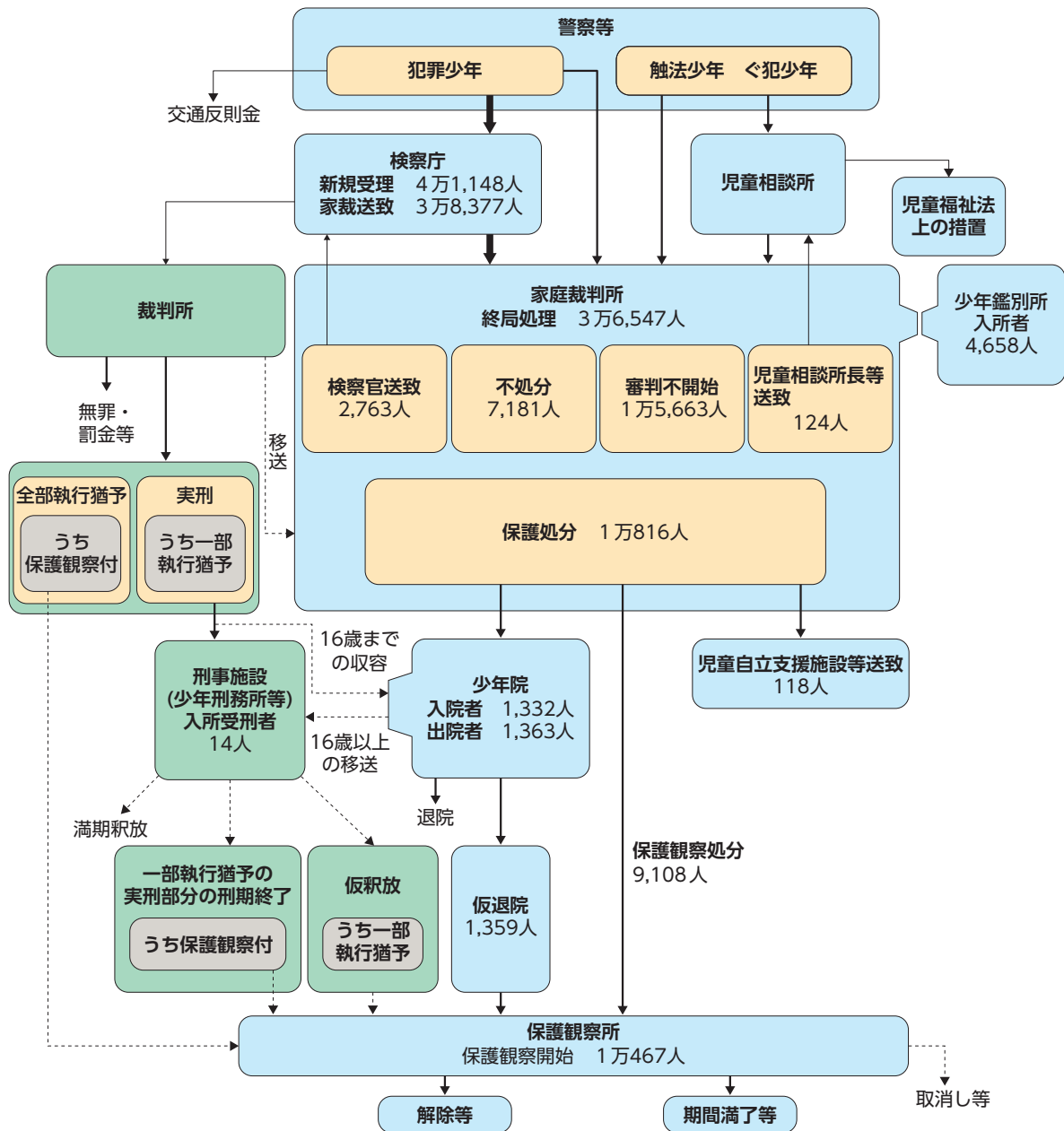
非行少年の処遇

第1節 概要

非行少年に対する手続の流れは、3-2-1-1図のとおりである（少年に対する刑事処分に係る手続（同図の緑色部分）については、本編第3章参照）。

3-2-1-1 図 非行少年処遇の概要

（令和4年）



注 1 検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報、少年矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 3 「児童相談所長等送致」は、知事・児童相談所長送致である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「出院者」の人員は、出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。
 7 本図及び数値は、令和4年3月までは少年法の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）施行前の手続により、同年4月以降は同法施行後の手続による。

1 少年法等の改正について

令和3年5月、**少年法等の一部を改正する法律**（令和3年法律第47号。以下この編において「改正法」という。）が成立し、4年4月から施行された。改正法は、選挙権年齢や成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の者が社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になった一方で、成長途上にあり可塑性を有する存在であることなどに鑑み、18・19歳の者が罪を犯した場合に、その立場に応じた取扱いとするため、少年法を改正し、これらの者を「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めるなど、所要の規定を整備したものである。

具体的には、18歳以上の少年を**特定少年**と呼称することとした上で、①家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければならない事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件を加え、②保護処分は、犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならないこととするとともに、ぐ犯をその対象から除外するなどの規定の整備が行われた（本節3項及び4項参照）。また、③特定少年について、刑事事件の特例に関する規定のうち、不定期刑、換刑処分（労役場留置の言渡し）の禁止の規定等を適用しないものとするなどの規定が設けられ（本編第3章第1節1項参照）、さらに、特定少年のときに犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に関する規定を適用しないこととされた。

また、改正法により、更生保護法が改正され、前記②の保護処分に係る保護観察に付された特定少年を保護観察処分少年（本章第5節2項（1）参照）に加えるなどの規定の整備が行われた。さらに、改正法により、少年院法が改正され、少年院の種類として新たに第5種を追加する（本章第4節3項（1）参照）などの規定の整備が行われた。

2 家庭裁判所送致までの手続の流れ

（1）犯罪少年

警察等は、少年（特定少年を除く。）の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、罰金以下の刑に当たる犯罪の被疑事件は家庭裁判所に送致し、それ以外の刑に当たる犯罪の被疑事件は検察官に送致する。検察官は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、又は家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、事件を家庭裁判所に送致する。そのため、検察官は、少年が満20歳に達した場合や、犯罪の嫌疑がなく、家庭裁判所の審判に付すべき事由もない場合などを除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

他方、特定少年の被疑事件については、警察等は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、罰金以下の刑に当たる犯罪であっても、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、検察官に送致する。

（2）触法少年及びぐ犯少年

触法少年及び14歳未満のぐ犯少年については、家庭裁判所は、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、審判に付することができる。

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を発見した者は、これを都道府県等の福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされており、触法少年及び14歳未満のぐ犯少年が要保護児童である場合には、この通告対象となる。都道府県知事又は児童相談所長は、通告を受けた少年について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた場合には、家庭裁判所に送致する。

警察官は、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を発見した場合に、事件の調査をすることができるが、その結果、少年の行為が、一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料する場合等には、事件を児童相談所長に送致しなければならない。都道府県知事又は児童相談所長は、送致を受けた少年のうち一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れる行為を行った触法少年については、原則として、家庭裁判所に送致しなければならないが、それ以外の少年についても、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた場合は、家庭裁判所に送致する。

他方、14歳以上のぐ犯少年（特定少年を除く。）を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。ただし、警察官又は保護者は、ぐ犯少年について、家庭裁判所に送致・通告するよりも、まず児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置に委ねるのが適当であると認めるときは、児童相談所に通告することができる。

3 家庭裁判所における手続の流れ

(1) 家庭裁判所の調査

家庭裁判所は、検察官等から事件の送致等を受けたときは、事件について調査しなければならないが、家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせることができる。

(2) 少年鑑別所の鑑別

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、観護措置の決定により、少年を少年鑑別所に送致する。この場合、少年鑑別所は、送致された少年を収容して、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づいて、収容審判鑑別を行うとともに、必要な観護処遇を行う。

(3) 家庭裁判所の審判等

家庭裁判所は、調査の結果に基づき、審判不開始、審判開始等の決定をする。

少年やその保護者等は、付添人を選任することができるが、弁護士以外の者を選任するには、家庭裁判所の許可を要する。

審判は、非公開で行われるが、家庭裁判所は、一定の重大事件の被害者等から審判の傍聴の申出があった場合、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、傍聴を許すことができる（第6編第2章第1節6項参照）。

また、家庭裁判所は、犯罪少年の一定の重大犯罪に係る事件において、その非行事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができる。家庭裁判所は、この場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人（国選付添人）を付さなければならない。

他方、家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、相当の期間、少年を家庭裁判所調査官に直接観察させる試験観察に付することができる。

家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、又はその必要がないと認めるときは、不処分の決定をする。他方、調査又は審判の結果、児童福祉法上の措置を相当と認めるときは、事件を都道府県知事又は児童相談所長に送致し、本人が20歳以上であることが判明したときは、事件を検察官に送致する。また、調査又は審判の結果、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致するが、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって犯行時に16歳以上の少年に係るもののほか、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって犯行時に特定少年に係るもの及び選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす連座制に係る事件であって犯行時に特定少年に係るものについては、原則として事件を検察官に送致しなければならない（いわゆる**原則逆送**）、送致を受けた検察官は、原則

として当該事件を起訴しなければならない。家庭裁判所は、これらの場合以外は、**保護処分**をしなければならないが、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致（18歳未満の少年に限る。）又は少年院送致（おおむね12歳以上の少年に限る。）のいずれかの決定を行う。

特定少年に対する保護処分については、特例が設けられている。具体的には、ぐ犯を理由として保護処分をすることができず、保護処分をするときは、犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、6月の保護観察、2年の保護観察又は少年院送致のいずれかをしなければならない（罰金以下の刑に当たる罪の事件については、6月の保護観察に限る。）。2年の保護観察においては、保護観察の遵守事項に違反した場合に、一定の要件の下で少年院に収容することができ、その場合に収容することができる期間は、裁判所が、保護観察の決定と同時に、1年以下の範囲内において犯罪の軽重を考慮して定める。また、少年院送致の決定をするときは、その決定と同時に、3年以下の範囲内において犯罪の軽重を考慮して収容する期間を定める。

少年、その法定代理人又は付添人は、保護処分の決定に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、高等裁判所に抗告をすることができる。他方、検察官は、検察官関与の決定があった事件について、保護処分につきない決定又は保護処分の決定に対し、非行事実の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。

4 保護処分に係る手続の流れ

(1) 家庭裁判所の決定による保護観察

家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年は、保護観察官又は保護司から、改善更生のために必要な指導監督及び補導援護を受ける。

保護観察に付された者（特定少年を除く。）の保護観察期間は、原則として20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には2年間）又は保護観察が解除されるまでである（特定少年の保護観察期間については本節3項（3）、保護観察の概要については本章第5節をそれぞれ参照）。

(2) 児童自立支援施設・児童養護施設送致

児童自立支援施設・児童養護施設送致の決定を受けた少年は、児童福祉法による施設である児童自立支援施設又は児童養護施設に入所措置される。

(3) 少年院収容と仮退院後の保護観察

家庭裁判所の決定により少年院送致とされた少年（以下（3）において、家庭裁判所の決定により少年院送致とされ、少年院に収容された者を「在院者」という。）は、少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受ける。

在院者（特定少年を除く。）の収容期間は、原則として20歳に達するまでであるが、家庭裁判所は、一定の場合には、少年院の長の申請により、23歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定をする。さらに、家庭裁判所は、在院者の精神に著しい障害があり、医療に関する専門的知識及び技術を踏まえて矯正教育を継続して行うことが特に必要な場合には、少年院の長の申請により、26歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定を行い、同決定を受けた在院者は、第3種の指定を受けた少年院に収容される（特定少年の収容期間については本節3項（3）、少年院処遇の概要については本章第4節3項をそれぞれ参照）。

他方、在院者については、生活環境の調整を行い、地方更生保護委員会の決定により、収容期間の満了前に**仮退院**を許される（第5種少年院（本章第4節3項（1）参照）に収容された者を除く。）ことがある。この場合、仮退院を許された者は、仮退院の期間中、保護観察に付される。

第2節 検察・裁判

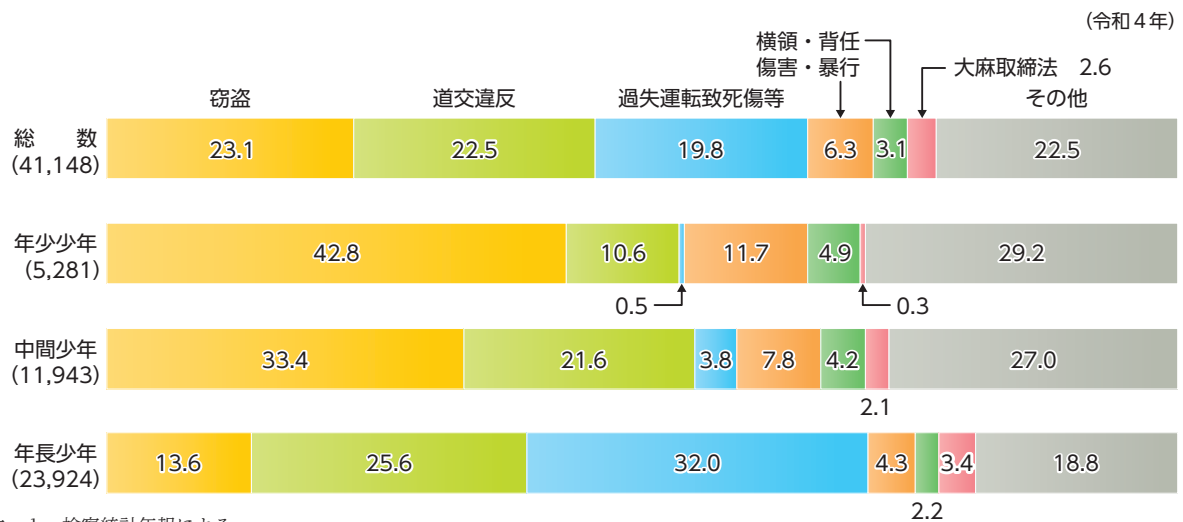
1 検察（家庭裁判所送致まで）

(1) 受理状況

令和4年における犯罪少年の検察庁新規受理人員は、4万1,148人（少年比5.6%）であった。その内訳は、刑法犯が1万9,524人（同10.7%）、過失運転致死傷等が8,147人（同2.9%）、特別法犯が1万3,477人（同4.9%）であり、道交違反を除いた特別法犯は4,221人（同5.3%）であった（検察統計年報による。）。

3-2-2-1図は、令和4年における犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比を年齢層別に見たものである。犯罪少年の検察庁新規受理人員・人口比の推移については、CD-ROM資料3-8参照。

3-2-2-1 図 犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比（年齢層別）



(2) 家庭裁判所への送致

検察官は、少年事件を家庭裁判所に送致するとき、どのような処分が相当であるかについて意見を付けることができる。令和4年における家庭裁判所の終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）のうち年長少年（7,729人）について、検察官が刑事処分相当との意見を付けた割合は6.0%、家庭裁判所が検察官送致（刑事処分相当）の決定をした割合は6.0%であった（法務省刑事局の資料による。）。検察官処遇意見等の状況については、CD-ROM資料3-9参照。

2 家庭裁判所

(1) 受理状況

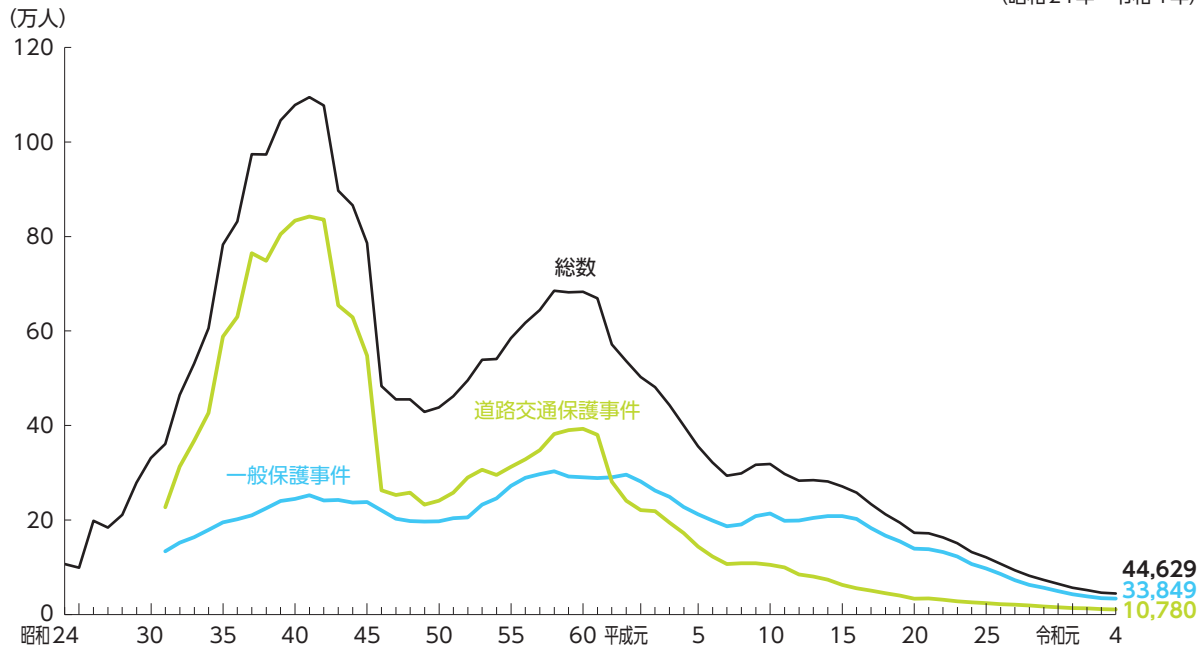
少年保護事件の家庭裁判所新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、3-2-2-2図のとおりである。

一般保護事件（道交違反に係るもの以外の少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和41年及び58年のピークを経て、しばらく減少傾向にあった後、20万人前後で推移していたが、平成16年以降、毎年減少しており、令和4年は3万3,849人（前年比1.8%減）であった。

道路交通保護事件（道交違反に係る少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和45年の交通反則通告制度の少年への適用拡大、62年の同制度の反則行為の拡大により急減した後、近年も減少傾向にあり、令和4年は1万780人（前年比5.4%減）であった。

3-2-2-2図 少年保護事件 家庭裁判所新規受理人員の推移

(昭和24年～令和4年)



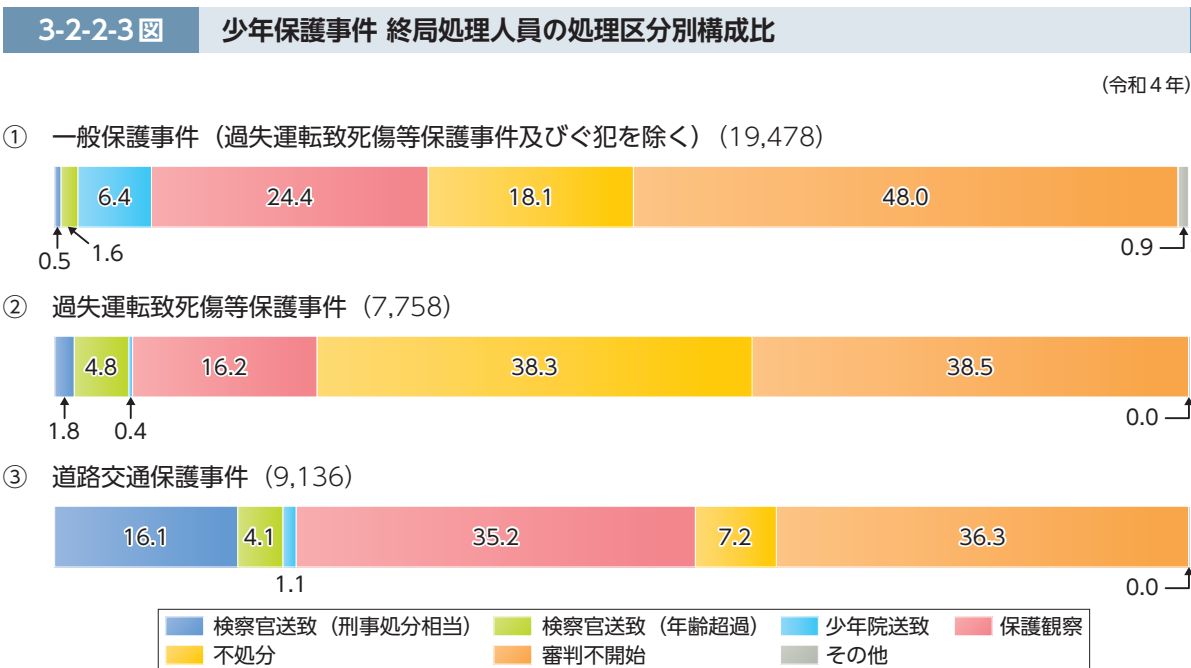
注 1 司法統計年報による。

2 内数である一般保護事件と道路交通保護事件の区分については、統計の存在する昭和31年以降の数値を示した。

(2) 処理状況

ア 終局処理の概要

令和4年における少年保護事件について、①一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件及びぐ犯を除く。）、②過失運転致死傷等保護事件（過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む）及び危険運転致死傷に係る少年保護事件）、③道路交通保護事件の別に、家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、3-2-2-3図のとおりである（処理区分別・非行名別の終局処理人員については、CD-ROM資料3-10参照）。



- 注 1 司法統計年報による。
 2 「一般保護事件」は、児童福祉法27条の3に規定する強制的措置許可申請を含まない。
 3 「過失運転致死傷等保護事件」は、過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む）及び危険運転致死傷に係る少年保護事件である。
 4 「道路交通保護事件」は、道交違反に係る少年保護事件である。
 5 「その他」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致である。
 6 ()内は、実人員である。

イ 保護処分が付された特定少年の処理状況

令和4年4月1日から12月末までの間における保護処分が付された特定少年の家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、3-2-2-4図のとおりである（特定少年の保護観察期間については本章第1節3項（3）、保護観察の概要については本章第5節をそれぞれ参照）。

3-2-2-4図 保護処分が付された特定少年の家庭裁判所終局処理区分別構成比

(令和4年4月～12月)

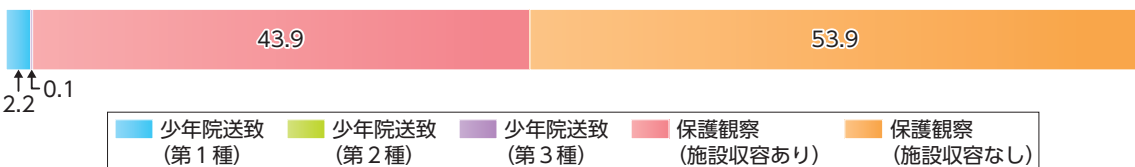
- ① 一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件を除く）(2,065)



- ② 過失運転致死傷等保護事件 (808)



- ③ 道路交通保護事件 (1,565)



- 注 1 司法統計年報による。
 2 「過失運転致死傷等保護事件」は、過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む）及び危険運転致死傷に係る少年保護事件である。
 3 「道路交通保護事件」は、道交違反に係る少年保護事件である。
 4 「保護観察（施設収容あり）」は、少年法64条1項2号の決定があった者であり、「保護観察（施設収容なし）」は、同項1号の決定があった者である。
 5 ()内は、実人員である。

ウ 原則逆送事件の処理状況

犯行時16歳以上の少年による故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪の事件（以下この節において「故意致死」という。）、及び、令和4年4月1日からは、特定少年に係る事件のうち、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件（ただし、故意致死に該当する事件を除く。）であって、その罪を犯すとき特定少年に係るもの（以下この節において「短期1年以上の罪」という。）については、家庭裁判所は、原則として検察官に送致しなければならないが、これに該当する原則逆送事件の終局処理人員（年齢超過による検察官送致を除く。以下ウにおいて同じ。）の推移（原則逆送制度が開始された平成13年以降）は、3-2-2-5図①のとおりである。14年（83人）のピーク後は、おおむね減少傾向にあったが、令和2年以降増減を経て、4年は58人（同33人増）であった。もっとも、前記のとおり、改正法により、同年4月1日から、原則逆送事件の対象が拡大したことに留意する必要がある（改正法及び家庭裁判所における手続の詳細については、それぞれ本章第1節1、3項参照）。

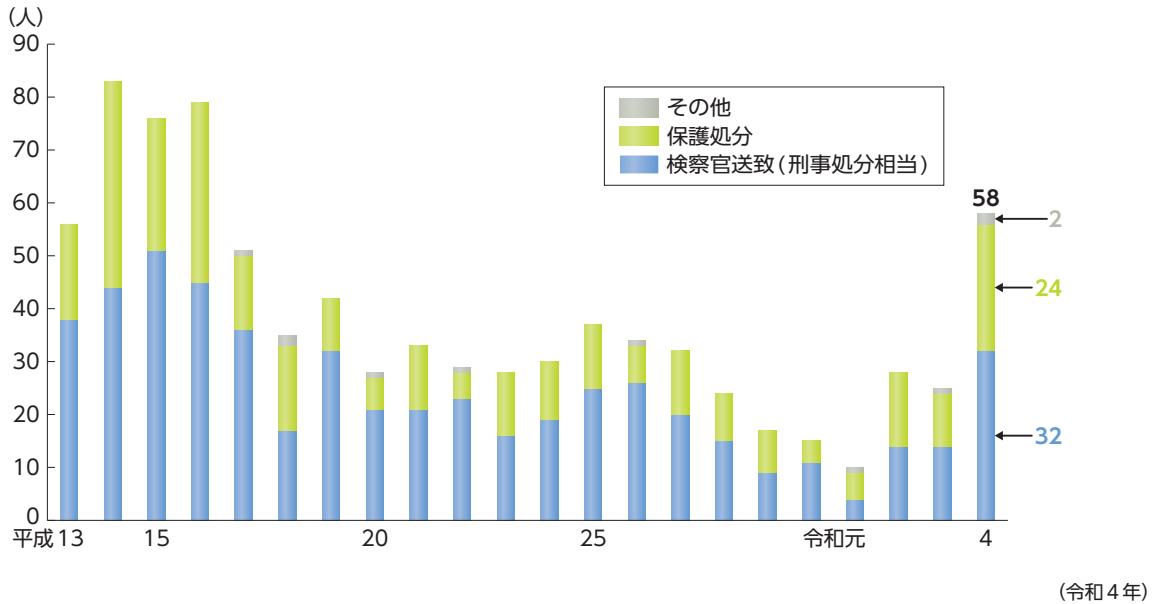
平成13年4月以降令和4年末までの間における原則逆送事件の終局処理人員の合計は850人であり、このうち533人（62.7%）が検察官送致決定を受けている。

令和4年における原則逆送事件の家庭裁判所終局処理人員を処理区分別及び特定少年・特定少年以外の少年等の別に見ると、3-2-2-5図②のとおりである。改正法が施行された同年4月1日から12月末までの間において、特定少年は、検察官送致（刑事処分相当）29人、保護処分21人、その他2人であったのに対し、特定少年以外の少年は、保護処分3人であった。

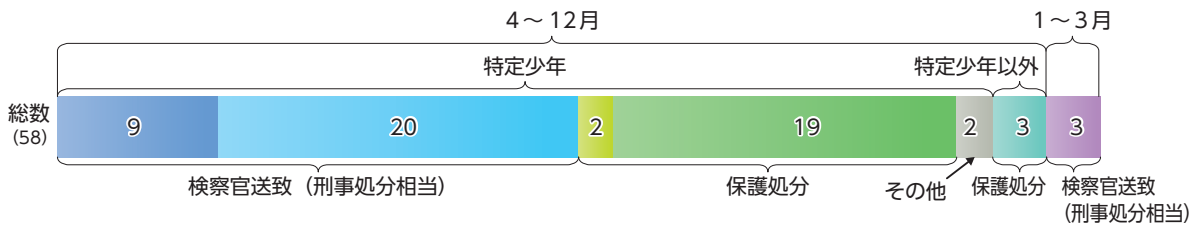
3-2-2-5 図 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員の推移（処理区分別）

（平成13年～令和4年）

① 総数の推移



② 特定少年・特定少年以外の少年等の別



■ 検察官送致（刑事処分相当）（故意致死）（特定少年）	■ 検察官送致（刑事処分相当）（短期1年以上の罪）（特定少年）
■ 保護処分（故意致死）（特定少年）	■ 保護処分（短期1年以上の罪）（特定少年）
■ その他（短期1年以上の罪）（特定少年）	■ 保護処分（故意致死）（特定少年以外）
■ 検察官送致（刑事処分相当）（故意致死）	

注 1 最高裁判所事務総局の資料及び司法統計年報による。

2 令和4年3月31日以前は、少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。

3 年齢超過による検察官送致を除く。

4 「その他」は、不処分及び審判不開始である。

5 ①について、平成13年は、原則逆送制度が開始した同年4月1日以降の人員である。

6 ②について、「故意致死」とは、原則逆送の対象事件のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものをいい、既遂に限る。

7 ②について、「短期1年以上の罪」とは、原則逆送の対象事件のうち、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るものをいう（ただし、「故意致死」に該当するものを除く。）。

8 ②について、「特定少年」及び「特定少年以外」の人員は、令和4年4月1日から12月末までの人員である。

9 ②について、「検察官送致（刑事処分相当）（故意致死）」は、令和4年1月1日から3月末までの人員であり、18歳以上の少年を含む。

令和4年1月1日から3月末までの原則逆送事件の家庭裁判所終局処理人員を罪名別及び処理区分別に見ると3-2-2-6表①のとおりである。

改正法施行後である同年4月1日から12月末までの原則逆送事件の家庭裁判所終局処理人員を故意致死に該当する事件と短期1年以上の罪に該当する事件に分け、罪名別及び処理区分別に見ると、3-2-2-6表②のとおりである。

3-2-2-6表 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員（罪名別、処理区分別）

(令和4年)

① 1～3月（故意致死）

罪 名	終局処理人員	検察官送致 (刑事処分相当)	保護処分	少年院送致			保護 観察	不処分	審 判 不開始
				第1種 少年院	第2種 少年院	第3種 少年院			
総 数	3	3	-	-	-	-	-	-	-
殺 人	1	1	-	-	-	-	-	-	-
傷 害 致 死	1	1	-	-	-	-	-	-	-
危険運転致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-

② 4～12月
ア 故意致死（特定少年及び特定少年以外の少年）

罪 名	終局処理人員	検察官送致 (刑事処分相当)	保護処分	少年院送致			保護 観察	施設収容		不処分	審 判 不開始
				第1種 少年院	第2種 少年院	第3種 少年院		施設収 容あり	施設収 容なし		
総 数	14 (11)	9 (9)	5 (2)	4 (2)	-	1 (-)	-	(-)	(-)	-	-
殺 人	2 (1)	1 (1)	1 (-)	-	-	1 (-)	-	(-)	(-)	-	-
傷 害 致 死	5 (3)	2 (2)	3 (1)	3 (1)	-	-	-	(-)	(-)	-	-
保護責任者遺棄等致死	1 (1)	-	1 (1)	1 (1)	-	-	-	(-)	(-)	-	-
強 盗 致 死	3 (3)	3 (3)	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-	-
危険運転致死	3 (3)	3 (3)	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-	-

イ 短期1年以上の罪（特定少年）

罪 名	終局処理人員	検察官送致 (刑事処分相当)	保護処分	少年院送致			保護観察		不処分	審 判 不開始
				第1種 少年院	第2種 少年院	第3種 少年院	施設収 容あり	施設収 容なし		
総 数	41	20	19	13	-	1	5	-	-	2
非現住建造物等放火	3	-	3	1	-	1	1	-	-	-
強 制 性 交 等	15	11	4	3	-	-	1	-	-	-
強制わいせつ致傷	3	1	2	2	-	-	-	-	-	-
営利目的等略取及び誘拐	3	1	2	1	-	-	1	-	-	-
強 盗	3	1	2	1	-	-	1	-	-	-
強 盗 致 傷	8	5	3	3	-	-	-	-	-	-
そ の 他	6	1	3	2	-	-	1	-	-	2

注 1 最高裁判所事務総局の資料及び司法統計年報による。
 2 「故意致死」は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものをいい、既遂に限る。
 3 「短期1年以上の罪」は、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るものをいい、「故意致死」に該当するものを除く。
 4 「殺人」は、既遂に限る。
 5 「強制性交等」及び「強盗」は、結果的加重犯を含まない。
 6 「強制わいせつ致傷」は、刑法181条1項の非行のうち、被害者を傷害したものをいう。
 7 年齢超過による検察官送致を除く。
 8 ①は、少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。
 9 ①は、令和4年1月1日から3月末までの人員であり、18歳以上の少年を含む。
 10 ②は、令和4年4月1日から12月末までの人員である。
 11 ②「ア 故意致死（特定少年及び特定少年以外の少年）」について、()内は、内数であり、特定少年の人員である。
 12 ②の「保護観察」のうち、「施設収容あり」は、少年法64条1項2号の決定があった者であり、「施設収容なし」は、同項1号の決定があった者である。

第3節 少年鑑別所

1 概説

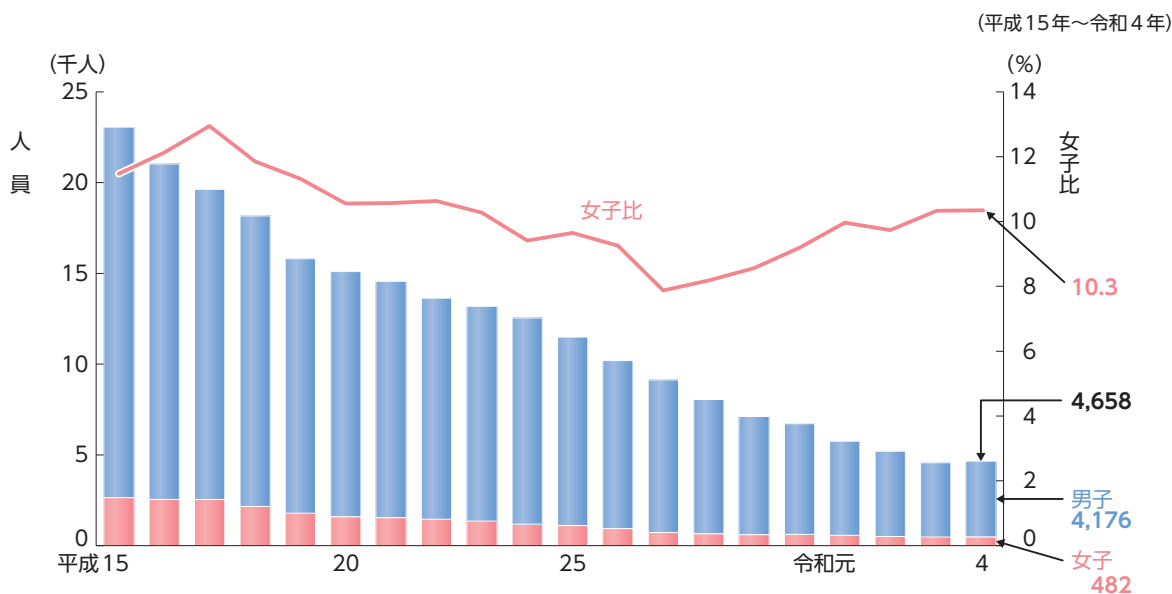
少年鑑別所の業務は、①専門的知識及び技術に基づいた鑑別を実施すること、②在所者の情操の保護に配慮し、その者の特性に応じた観護処遇を実施すること、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を実施することである。少年鑑別所は、令和5年4月1日現在、全国に52庁（分所8庁を含む。）が設置されている。

2 入所・退所の状況

(1) 入所人員の推移

少年鑑別所の入所者（観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいう。）の人員（男女別）及び女子比の推移（最近20年間）は、3-2-3-1図のとおりである。その人員は、平成8年から増加し、15年（2万3,063人）に昭和45年以降最多を記録した後、18年連続で減少していたが、令和4年は前年より増加し、4,658人（前年比2.0%増）であった（CD-ROM資料3-11参照）。4年におけるその人員の内訳は、観護措置による者が87.2%、勾留に代わる観護措置による者が6.3%であった（少年矯正統計年報による。）。

3-2-3-1 図 少年鑑別所入所者の人員（男女別）・女子比の推移



注 1 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。

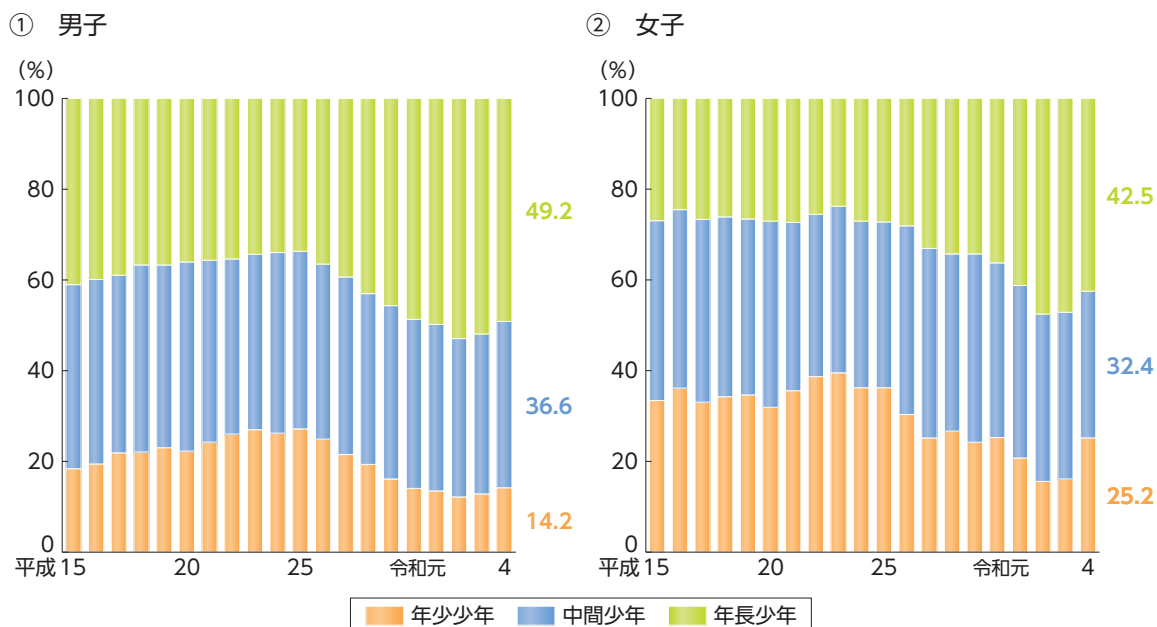
注 2 「入所者」は、観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいい、逃走者の連戻し、施設間の移送又は仮収容により入所した者は含まない。

(2) 被收容者の特徴

3-2-3-2図は、少年鑑別所被收容者（観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。以下同じ。）の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見たものである。

3-2-3-2図 少年鑑別所被收容者の年齢層別構成比の推移（男女別）

（平成15年～令和4年）



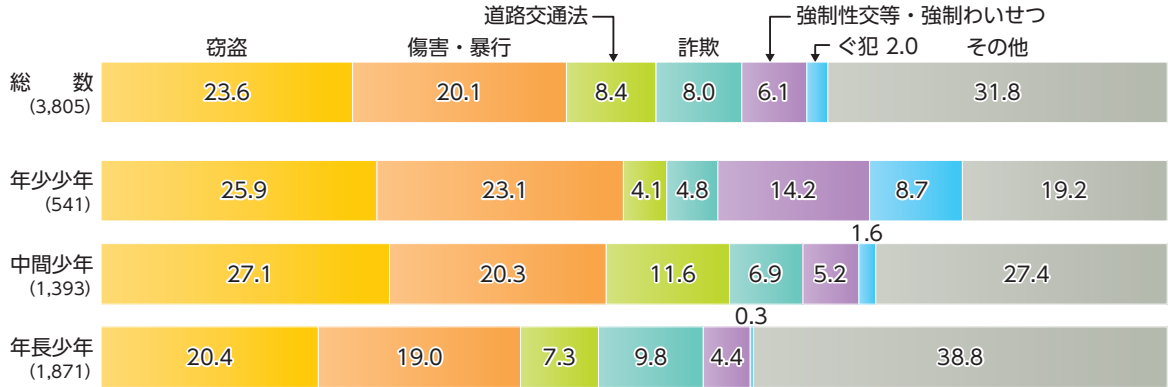
- 注 1 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。
 2 「被收容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
 3 少年鑑別所退所時の年齢による。
 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。

3-2-3-3図は、令和4年における少年鑑別所被收容者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子は、いずれの年齢層においても、窃盗が最も高かった。また、ぐ犯及び覚醒剤取締法違反の構成比が、女子と比べて顕著に低い（男子におけるぐ犯は2.0%、覚醒剤取締法違反は1.1%。CD-ROM参照）。女子は、年齢層が上がるにつれて、覚醒剤取締法違反の構成比が高くなっている。なお、令和4年4月以降、特定少年については、ぐ犯を理由として保護処分をすることができなくなったことについて留意が必要である。

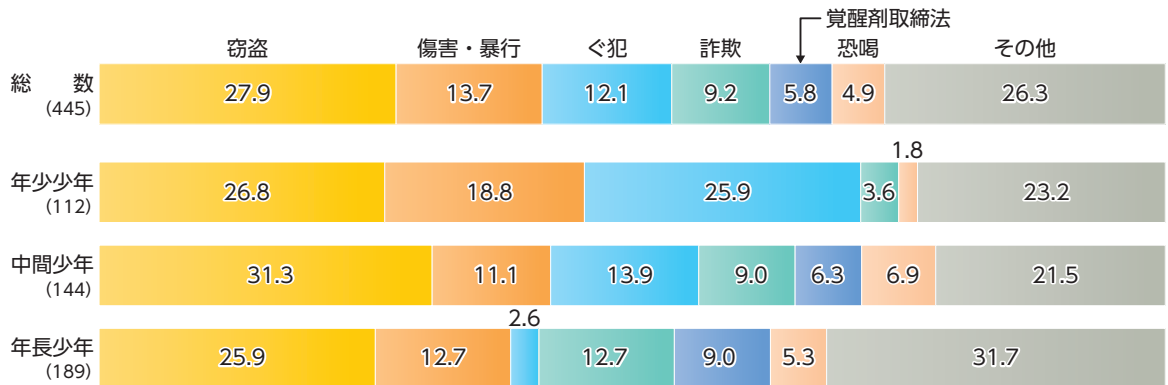
3-2-3-3 図 少年鑑別所被收容者の非行名別構成比（男女別、年齢層別）

（令和4年）

① 男子



② 女子



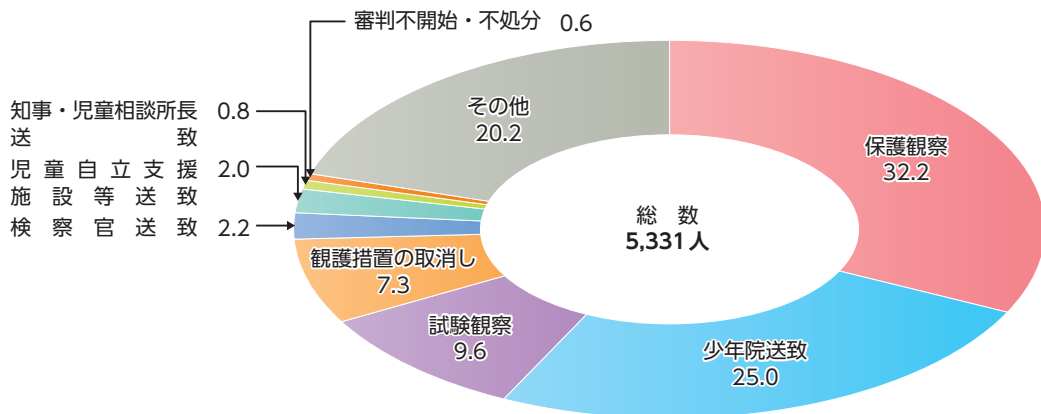
- 注 1 少年矯正統計年報による。
 2 「被收容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、令和4年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
 3 少年鑑別所退所時の年齢による。
 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。
 5 () 内は、実人員である。

(3) 退所事由

令和4年における少年鑑別所の退所者の退所事由別構成比は、3-2-3-4図のとおりである。

3-2-3-4 図 少年鑑別所退所者の退所事由別構成比

（令和4年）



- 注 1 少年矯正統計年報による。
 2 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 3 「その他」は、施設間の移送、少年院在院者の鑑別のための收容の終了、仮收容の終了、同行指揮等により退所した者である。

3 鑑別

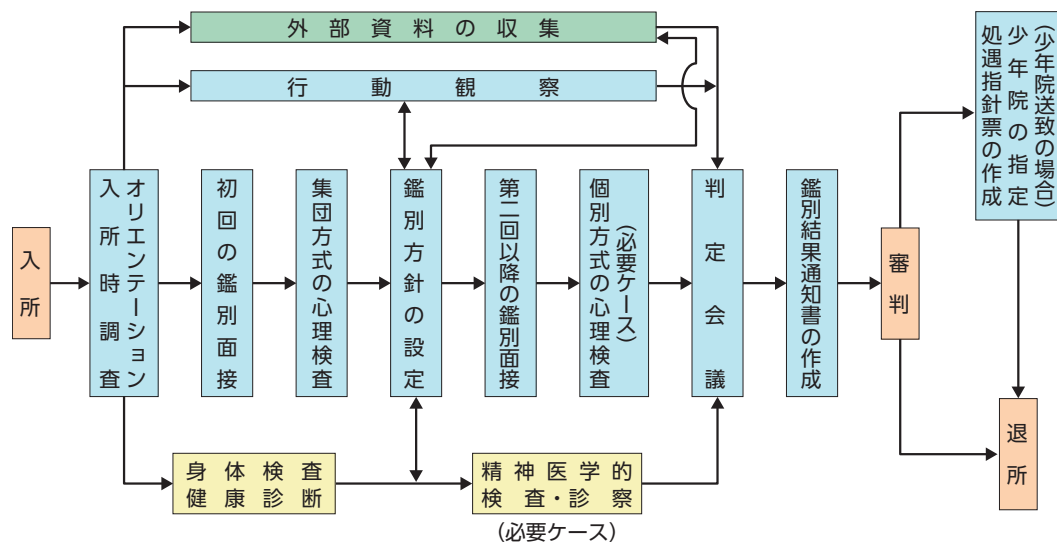
鑑別（非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。）は、家庭裁判所の求めに応じて行う**審判鑑別**、家庭裁判所以外の関係機関の求めに応じて行う**処遇鑑別**に大別される。

(1) 審判鑑別

ア 収容審判鑑別

審判鑑別のうち、観護措置の決定により少年鑑別所に収容されている者に対して行う鑑別を**収容審判鑑別**という。収容審判鑑別の標準的な流れは、**3-2-3-5図**のとおりである。少年鑑別所では、鑑別面接、心理検査、行動観察、医学的検査及び診察の結果に、外部から得られた情報を加えて検討し、在宅保護（保護観察等）、収容保護（少年院送致等）等の処遇に係る判定を行う。判定の結果は、鑑別対象者の資質の特徴、非行要因、改善更生のための処遇指針等と共に鑑別結果通知書に記載されて家庭裁判所に送付され、審判の資料となる。審判の結果、保護観察や少年院送致の決定がなされた場合には、それぞれ、保護観察を行う保護観察所及び送致先の少年院に送付され、処遇の参考に供される。また、法務省矯正局では、「再犯防止に向けた総合対策」の一環として、少年の再非行防止に資するための調査ツールである**法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）**を開発し、少年鑑別所において運用している。MJCAは、心理学、犯罪学等の人間科学の知見を踏まえて、少年鑑別所における実証データに基づき、統計学的な分析を経て開発したもので、対象者の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握するとともに、保護者との関係性の調整や社会適応力の向上等、何を目標とした働き掛けを行えば再非行を防止できるのかを明らかにしようとするものである。なお、令和4年4月から、同ツールの実施適用範囲が拡大され、原則として全ての少年院在院者にも実施されるようになった。

3-2-3-5図 少年鑑別所における収容審判鑑別の流れ



3-2-3-6表は、令和4年に収容審判鑑別を終了した者について、特定少年と特定少年以外の少年等の別に、鑑別の判定と審判における決定等との関係を見たものである。

3-2-3-6表 収容審判鑑別の判定と審判決定等との関係

(令和4年)

① 特定少年以外の少年等

鑑別の判定	総数	審判決定等								
		終局決定					未了		その他	
		保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し		試験観察
		保護観察	少年院送致	児童自立支援施設・児童養護施設送致						
総数	2,389 (100.0)	1,016 (42.5)	784 (32.8)	108 (4.5)	40 (1.7)	9 (0.4)	12 (0.5)	63 (2.6)	357 (14.9)	-
保護不要	15 (100.0)	11 (73.3)	-	-	-	-	2 (13.3)	-	2 (13.3)	-
在宅保護	891 (100.0)	713 (80.0)	15 (1.7)	3 (0.3)	22 (2.5)	-	4 (0.4)	31 (3.5)	103 (11.6)	-
収容保護少年院	1,332 (100.0)	277 (20.8)	762 (57.2)	15 (1.1)	2 (0.2)	5 (0.4)	4 (0.3)	30 (2.3)	237 (17.8)	-
児童自立支援施設・児童養護施設送致	138 (100.0)	13 (9.4)	3 (2.2)	90 (65.2)	16 (11.6)	-	1 (0.7)	-	15 (10.9)	-
保護不適	13 (100.0)	2 (15.4)	4 (30.8)	-	-	4 (30.8)	1 (7.7)	2 (15.4)	-	-

② 特定少年（4～12月）

鑑別の判定	総数	審判決定等							その他
		終局決定				未了			
		保護観察	少年院（第1～3種）送致	第5種少年院への収容	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	
総数	1,476 (100.0)	685 (46.4)	527 (35.7)	-	59 (4.0)	13 (0.9)	39 (2.6)	153 (10.4)	-
保護不要	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	-
在宅保護	560 (100.0)	467 (83.4)	5 (0.9)	-	3 (0.5)	11 (2.0)	19 (3.4)	55 (9.8)	-
収容保護少年院（第1～3種）	845 (100.0)	211 (25.0)	510 (60.4)	-	14 (1.7)	1 (0.1)	13 (1.5)	96 (11.4)	-
少年院（第5種）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保護不適	70 (100.0)	7 (10.0)	12 (17.1)	-	41 (58.6)	1 (1.4)	7 (10.0)	2 (2.9)	-

注 1 少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所し、かつ、令和4年に退所した者（ただし、鑑別の判定が保留、判定未了等の者を除く。）を計上している。
 3 「その他」は、観護措置変更決定等である（検察官送致決定後在所した者を除く。）。
 4 ①について、「②特定少年（4～12月）」以外の少年に係る数値を計上しており、令和4年3月以前の数値を含む。
 5 ②について、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）が施行された令和4年4月以降の数値を計上している。
 6 ()内は、鑑別の判定ごとの審判決定等別構成比である。

イ 在宅審判鑑別

審判鑑別のうち、少年鑑別所に収容されていない者に対して、少年鑑別所に来所させて行う鑑別等、収容審判鑑別以外のものを**在宅審判鑑別**という。令和4年における在宅審判鑑別の受付人員は235人であった（少年矯正統計年報による。）。

(2) 処遇鑑別

地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めによる鑑別を処遇鑑別という。処遇鑑別では、処遇の経過、課題及びその分析、今後の処遇指針等について鑑別結果通知書を作成し、各機関における対象者の処遇に資することとしている。令和4年における処遇鑑別の受付人員の内訳は、地方更生保護委員会又は保護観察所が2,208人、少年院又は刑事施設が1,171人、児童自立支援施設又は児童養護施設が12人であった（少年矯正統計年報による。）。

なお、令和4年4月から、原則として全ての少年院在院者を対象に処遇鑑別を実施し、その結果を、矯正教育・社会復帰支援に積極的に活用していくこととされた。

4 観護処遇

少年鑑別所では、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づき、在所者の法的地位に応じた処遇を行うとともに、その特性に応じた適切な働き掛けによってその健全な育成のための支援を行っている。健全な育成のための支援としては、在所者の自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習や文化活動等に関する助言・援助を行っており、各少年鑑別所の実情に応じて、外部の協力者による学習支援や就労等に関する講話、季節の行事等の機会を設けている。

5 非行及び犯罪の防止に関する援助

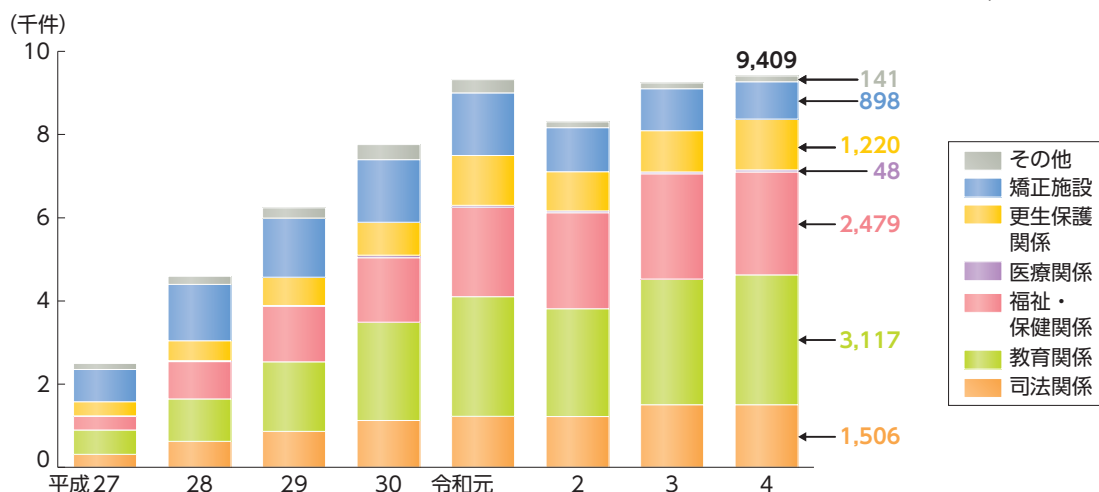
少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（以下「地域援助」という。）を行っている。少年鑑別所が有する非行・犯罪等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関等のニーズに幅広く対応している。

令和4年に実施した地域援助のうち、少年、保護者等の個人からの依頼に基づく援助の実施人員は、延べ6,331人（前年比721人増）であった（少年矯正統計年報による。）。

また、機関・団体からの依頼に基づく援助の実施状況の推移（地域援助が開始された平成27年以降）を依頼元機関等別に見ると、3-2-3-7図のとおりである。令和4年においては、依頼元機関等のうち、学校や教育委員会等の「教育関係」の構成比が最も高く、実施件数の約3分の1を占めているほか、児童相談所や地域生活定着支援センター等の「福祉・保健関係」、都道府県警察や検察庁等の「司法関係」といった多様な機関等に対して援助を実施している。実施件数の総数は、元年（9,317件）から2年（8,305件）は減少したものの、3年から再び増加に転じ、4年は、9,409件であった（前年比170件増）。依頼元機関等別では、「更生保護関係」及び「教育関係」は前年より増加した（それぞれ227件増、98件増）一方、「矯正施設」及び「福祉・保健関係」は前年より減少した（それぞれ111件減、54件減）（CD-ROM参照）。

3-2-3-7図 機関等からの依頼に基づく地域援助の実施状況の推移（依頼元機関等別）

（平成27年～令和4年）

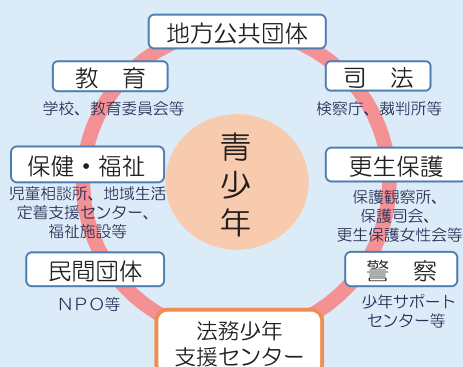


- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 機関又は団体からの依頼に基づく援助に限り、個人からの依頼に基づく相談等への対応は除く。
 3 「司法関係」は、都道府県警察、検察庁、裁判所その他司法に関する機関又は団体である。
 4 「教育関係」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）1条に定める学校、都道府県及び市町村等の教育委員会その他教育に関する機関又は団体である。
 5 「福祉・保健関係」は、児童相談所、地域生活定着支援センター、児童自立支援施設、児童養護施設、保健所、精神保健福祉センターその他福祉・保健に関する機関又は団体である。
 6 「医療関係」は、医療法（昭和23年法律第205号）1条の5に定める病院及び診療所その他医療に関する機関又は団体である。
 7 「更生保護関係」は、地方更生保護委員会、保護観察所、保護司会、更生保護法人その他更生保護に関する機関又は団体である。
 8 「矯正施設」は、刑事施設、少年院及び婦人補導院である。
 9 「その他」は、非行及び犯罪の防止に資する活動、青少年の健全育成に資する活動等を実施する機関又は団体である。
 10 平成27年は、地域援助が開始された同年6月からの実施状況について計上している。

コラム7 法務少年支援センターが実施する「地域援助のいま」

少年鑑別所法（平成26年法律第59号）が施行され、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（以下このコラムにおいて「地域援助」という。）が条文に明記されてから8年が経過した。この間、少年鑑別所は、「法務少年支援センター」の名称で、地域社会における非行・犯罪の防止に向けた様々な支援に力を入れてきた。

地域援助では、支援体制の充実強化を図る上で、関係機関とのネットワークを構築し、その一端を担いながら専門性を発揮することを重視してきた。このコラムでは、各都道府県庁所在地など全国52か所にある法務少年支援センターが、各々の地域の関係機関と連携を図りながら取り組んでいる「地域援助のいま」について紹介する。



関係機関とのネットワークのイメージ図
【法務省矯正局提供】



更生保護女性連盟会同における講演
【法務省矯正局提供】

令和4年における関係機関からの依頼を受けて行う援助で、最も多くの割合を占めるのが学校等の教育機関である。校内でのいじめ等の問題行動への対応は、法務少年支援センターの専門的知見・技術の発揮が期待される領域であり、同センターでは、各地域の学校との連携の下に、教師等からの相談に応じるほか、生徒へのカウンセリングや心理検査の実施、問題行動抑止のための心理教育の実施等、多面的なアプローチを行っている。各地域における取組に加え、文部科学省と法務省との間でも連携強化が図られ、同年には、文部科学省において12年ぶりに改訂された「生徒指導提要」において、生徒の学校内外での非行等困難な課題への対応に係る連携先として、法務少年支援センターが挙げられることとなった。同指導提要においては、非行や犯罪行為のみならず、保護者との関係、学校・職場などでのトラブル、交友関係など幅広い課題に対して、法務少年支援センターが対応可能であることや、同センターも地域の関係機関とのネットワークの一翼として、役割を分担して生徒指導上の課題に対応することができる旨明記されており、今後、更に教育機関との連携が密なものとなり、支援体制の充実強化が図られていくことが期待できる。



学校における法教育場面 【法務省矯正局提供】

また、近年の大きな流れとして、全国の都道府県警察と法務少年支援センター間の協定に基づく連携推進が図られていることが挙げられる。この連携における主たる対象者は、補導された少年や学校での問題行動により保護者又は学校から相談を受けた少年である。これらの少年が立ち直り、再び学校に定着するために、都道府県警察少年サポートセンター等にお

いて立ち直り支援活動が行われているところ、法務少年支援センターにおいては、面接や心理検査等を実施し、専門的知見に基づく指導・助言等を提供する役割を担うことにより、都道府県警察少年サポートセンターとの連携を図り、学校生活で一度はつまづいた少年のコミュニケーション能力や自己肯定感の向上を図り、問題行動の改善や立ち直りを支援することに寄与している。

さらには、社会問題となっている虐待についても、法務少年支援センターでは、要保護児童対策地域協議会等における個別事例に対する心理面からの見立てや支援方針の提案及び児童相談所又は児童家庭支援センター等との連携体制の構築を通じて、虐待の早期発見・早期対応につながる取組を進めている。被虐待経験を持つ児童に対してカウンセリング等の心理的ケアを行うことはもとより、非行・犯罪の専門的知見を有する機関として、被虐待経験を背景に生じている問題行動について、心理検査や面接を通じて的確に把握し、問題行動を抑止するために必要な支援、助言及び心理教育等の一歩踏み込んだアプローチが行われている。また、虐待の加害者である保護者に対しては、保護者自身が抱える問題や悩み等についての的確なアセスメントを実施した上で、虐待を抑止するための心理教育を行うとともに、関係機関に対しては、支援方針の提案を行うといった形で、多面的に支援する体制をとっている。

法務少年支援センターへの相談の依頼は、年々増加傾向にあることに加え、コロナ禍においては、在宅時間増加が影響していると思われる悩みや問題に直面した家族からの相談も寄せられるようになった。対面での支援が困難な状況となったことを踏まえ、法務少年支援センターにおいては、いち早くオンラインでの相談体制の構築・整備を行い、相談者が自宅にいながら相談をしたり、ワークブックを活用した心理教育が受けられたりすることを可能とし、コロナ禍を経ても途切れることなく支援を行っている。



法務少年支援センターにおいて使用しているワークブックの一例 【法務省矯正局提供】

今回「地域援助のいま」として紹介した新たな取組は、その時々社会問題や家族が抱える問題等に関するニーズに応える形で広がりを見せている。今後、関係機関とのネットワークの構築が進み、情報共有や協力体制を構築していくことを通じて、時機を捉えた迅速な対応が可能になることにより、一つの問題に対する多面的なアプローチが可能となり、「地域援助のいま」が更に発展していくことが期待される。

地域とつながり 地域につなげる



地域援助のシンボルマーク
【法務省矯正局公開のもの】



法務少年支援センター
ホームページリンク

第4節 少年院

1 概説

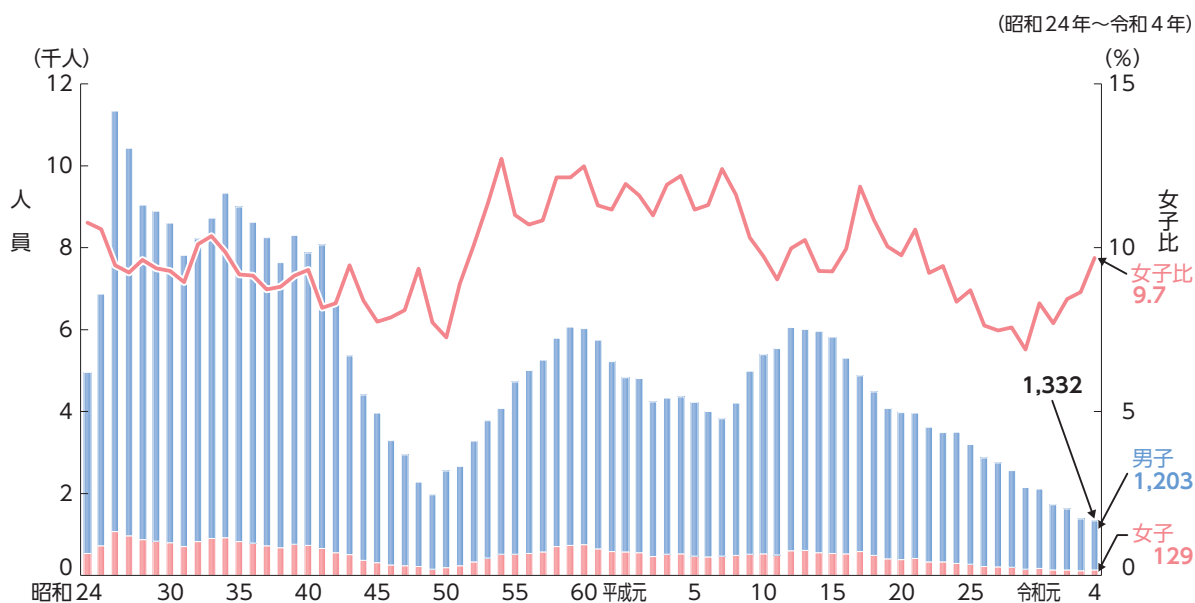
少年院は、主として、家庭裁判所が少年院送致の決定をした少年を収容し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設である。令和5年4月10日現在、全国に44庁（分院6庁を含む。）が設置されている。

2 少年院入院者

(1) 少年院入院者の人員の推移

3-2-4-1図は、少年院入院者の男女別の人員及び女子比の推移（昭和24年以降）を見たものである。入院者の人員は、最近25年間では、平成12年（6,052人）をピークに減少傾向が続いており、令和4年は1,332人（前年比3.3%減）であり、昭和24年以降最少であった。また、令和4年の女子比は、前年より1.0pt上昇した。

3-2-4-1図 少年院入院者の人員（男女別）・女子比の推移



注 少年矯正保護統計、少年矯正統計年報及び矯正統計年報による。

(2) 少年院入院者の特徴

ア 年齢

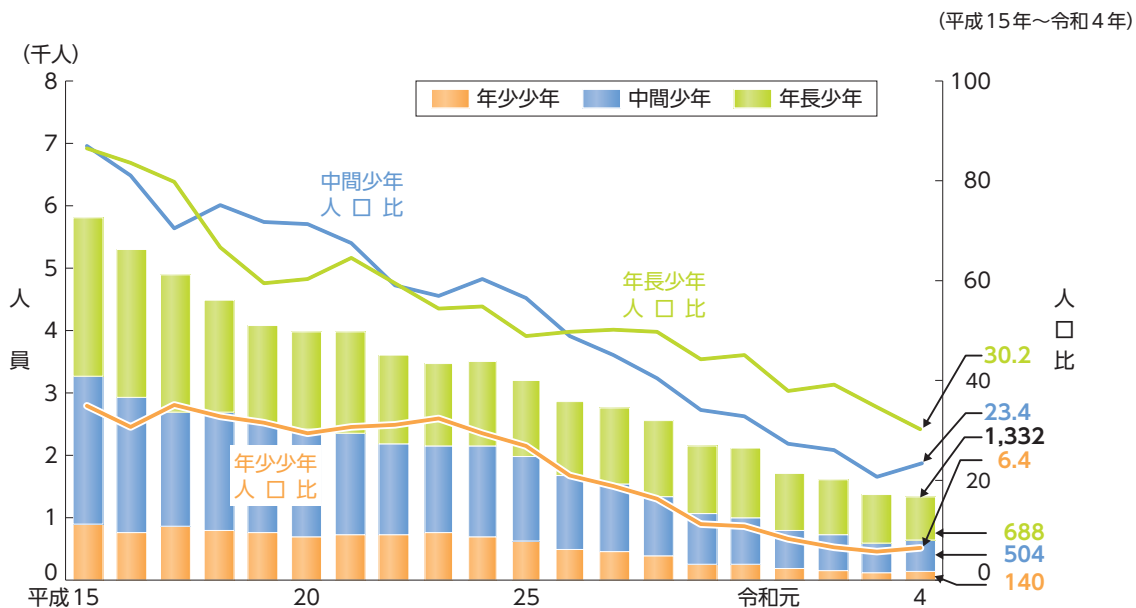
3-2-4-2図は、少年院入院者の人員及び人口比の推移（最近20年間）を年齢層別に見たものである。その人員は、年長少年（入院時に20歳に達している者を含む。以下（2）において同じ。）では、平成13年をピークとして、その後、おおむね減少傾向にあり、令和4年は前年（800人）よりも減少し、688人（前年比14%減）であった。中間少年では、年長少年と同様に平成13年をピークとして、その後、おおむね減少傾向にあったが、令和4年は前年と比べ増加し504人（同11.0%増）であった。年少少年（入院時に14歳未満の者を含む。以下（2）において同じ。）も、平成24年から減少していたが、令和4年は前年と比べて増加し140人（同13.8%増）であった。4年の年齢層別構成比は、年長少年（51.7%）が最も高く、次いで、中間少年（37.8%）、年少少年（10.5%）の順であった（CD-ROM参照）。

令和4年における年長少年、中間少年及び年少少年の人口比は、前年と比べ、年長少年は低下した

が、中間少年及び年少少年は上昇した。

なお、令和4年における14歳未満の少年院入院者は、4人（男子2人、女子2人）であった（少年矯正統計年報による。）。

3-2-4-2図 少年院入院者の人員・人口比の推移（年齢層別）



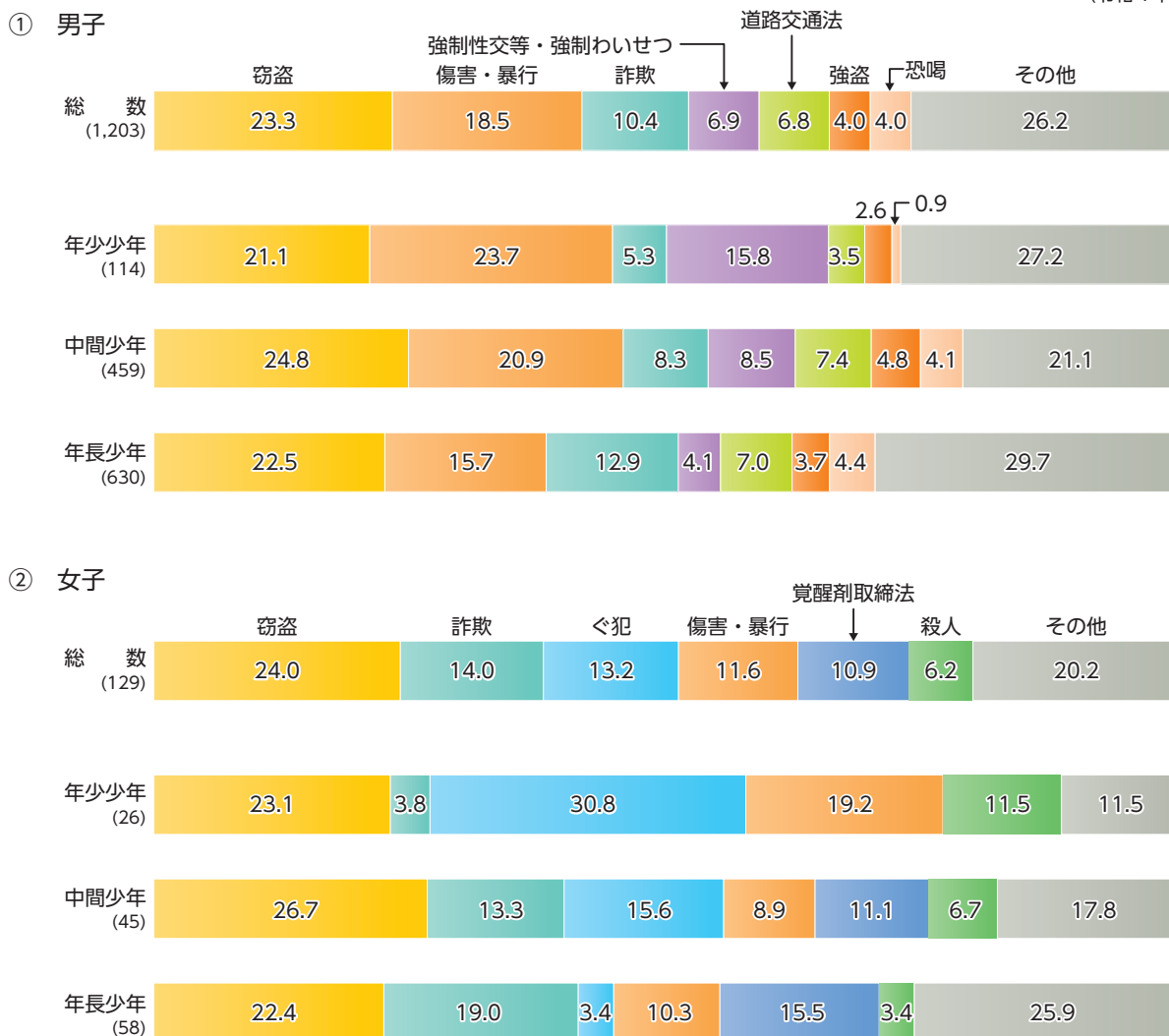
注 1 矯正統計年報、少年矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 入院時の年齢による。ただし、在宅事件等で少年院送致決定を受けた者は、少年院送致決定時の年齢による。また、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの少年院入院者の人員である。

イ 非行名

3-2-4-3図は、令和4年における少年院入院者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子の構成比を見ると、中間少年及び年長少年では窃盗（それぞれ24.8%、22.5%）、傷害・暴行（それぞれ20.9%、15.7%）の順に高く、中間少年では強制性交等・強制わいせつ（8.5%）、年長少年では詐欺（12.9%）がそれぞれ続く。一方、年少少年では傷害・暴行（23.7%）が最も高く、次いで、窃盗（21.1%）、強制性交等・強制わいせつ（15.8%）の順となっている。女子の構成比を見ると、総数では、窃盗（24.0%）が最も高く、次いで、詐欺（14.0%）、ぐ犯（13.2%）の順に高く、年長少年では他の年齢層に比べると詐欺（19.0%）及び覚醒剤取締法違反（15.5%）の構成比が高くなっている。また、女子は、男子と比べ、覚醒剤取締法違反及びぐ犯の構成比が顕著に高い（女子の少年院入院者の特徴については、第4編第7章第2節2項（2）参照）。なお、令和4年4月以降、特定少年については、ぐ犯が保護処分の対象から除かれたことに留意を要する。

3-2-4-3 図 少年院入院者の非行名別構成比（男女別、年齢層別）

（令和4年）



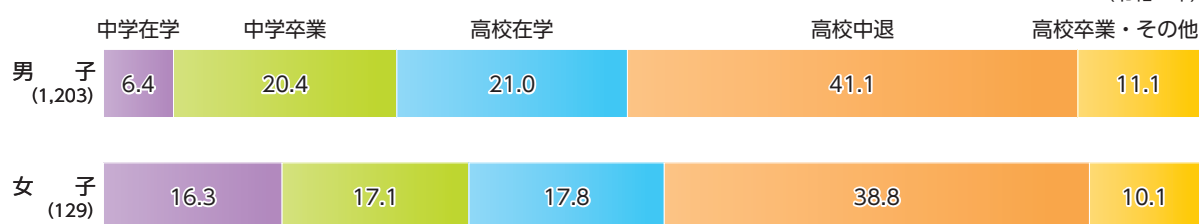
注 1 少年矯正統計年報による。
 2 入院時の年齢による。ただし、在宅事件等で少年院送致決定を受けた者は、少年院送致決定時の年齢による。また、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。
 3 () 内は、実人員である。

ウ 教育程度、就学・就労状況

3-2-4-4 図及び3-2-4-5 図は、令和4年における少年院入院者の教育程度別構成比及び就学・就労状況別構成比を、いずれも男女別に見たものである。

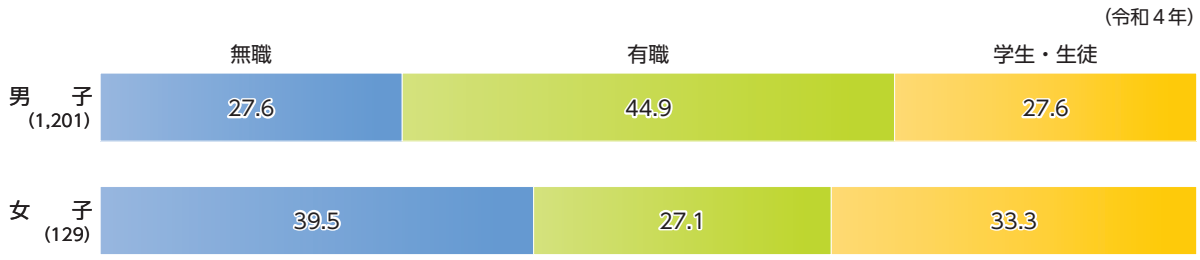
3-2-4-4 図 少年院入院者の教育程度別構成比（男女別）

（令和4年）



注 1 少年矯正統計年報による。
 2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就学状況である。
 3 「その他」は、高等専門学校在学、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校在学・中退・卒業等である。
 4 () 内は、実人員である。

3-2-4-5 図 少年院入院者の就学・就労状況別構成比（男女別）

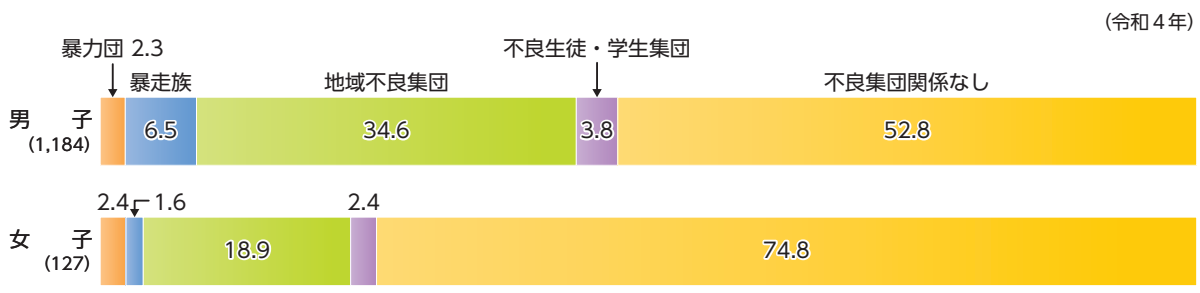


注 1 少年矯正統計年報による。
 2 就学・就労状況は、非行時による。
 3 就学・就労状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

エ 不良集団関係

3-2-4-6 図は、令和4年における少年院入院者の不良集団関係別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-6 図 少年院入院者の不良集団関係別構成比（男女別）

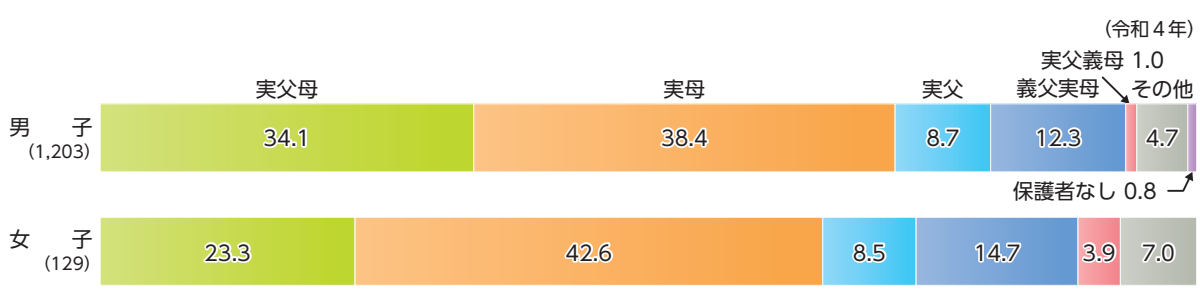


注 1 少年矯正統計年報による。
 2 不良集団関係は、非行時による。
 3 不良集団関係が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

オ 保護者の状況

3-2-4-7 図は、令和4年における少年院入院者の保護者状況別構成比を男女別に見たものである。

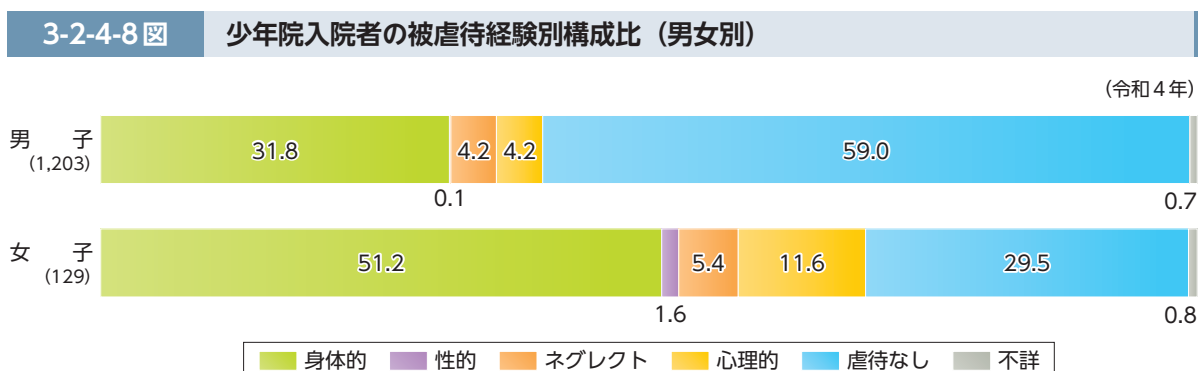
3-2-4-7 図 少年院入院者の保護者状況別構成比（男女別）



注 1 少年矯正統計年報による。
 2 保護者状況は、非行時による。
 3 「その他」は、養父(母)等である。
 4 () 内は、実人員である。

カ 被虐待経験

3-2-4-8図は、令和4年における少年院入院者の保護者等からの被虐待経験別構成比を男女別に見たものである。ただし、ここでいう被虐待経験の有無・内容は、入院段階における少年院入院者自身の申告等により把握することのできたものに限られている点に留意する必要がある。



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
 3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
 4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
 5 ()内は、実人員である。

3 少年院における処遇

改正法により、少年院法が改正され、少年院の種類として新たに第5種を追加する（本章第1節1項参照）などの規定の整備が行われた（令和4年4月施行）ほか、同改正を踏まえて矯正教育に係る規程が見直され、第5種少年院における矯正教育課程や矯正教育の内容が新たに定められた。

(1) 少年院の種類及び矯正教育課程

少年院には、次の①から⑤までの種類があり、それぞれ、少年の年齢、犯罪的傾向の程度、心身の状況等に応じて、以下の者を収容している。なお、⑤は、前記少年院法の改正により、新たに設置された種類である。

- ① 第1種 保護処分の執行を受ける者（⑤の者を除く。②及び③において同じ。）であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの（②の者を除く。）
- ② 第2種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満のもの
- ③ 第3種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの
- ④ 第4種 少年院において刑の執行を受ける者
- ⑤ 第5種 2年の保護観察に付されている特定少年であって、かつ、当該保護観察中に遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認められ、少年院に収容する旨の決定を受けた者

少年院においては、在院者の特性に応じて体系的・組織的な矯正教育を実施するため、**矯正教育課程**が定められている。矯正教育課程は、在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、在院者が社会生活に適應するために必要な能力その他の事情に照らして一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたものである。

少年院の種類ごとに指定された矯正教育課程は、3-2-4-9表のとおりであり、令和4年における少年院入院者の矯正教育課程別人員は、同表の人員欄のとおりである。

3-2-4-9表 少年院入院者の人員（矯正教育課程別）

(令和4年)

少年院の種類	矯正教育課程	符号	在院者の類型	矯正教育の重点的な内容	標準的な期間	人員
第1種	短期義務教育課程	SE	原則として14歳以上で義務教育を終了しない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	中学校の学習指導要領に準拠した、短期間の集中した教科指導	6月以内の期間	4 (0.3)
	義務教育課程Ⅰ	E1	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	小学校の学習指導要領に準拠した教科指導	2年以内の期間	—
	義務教育課程Ⅱ	E2	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したもの	中学校の学習指導要領に準拠した教科指導		47 (3.5)
	短期社会適応課程	SA	義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	出院後の生活設計を明確化するための、短期間の集中した各種の指導	6月以内の期間	149 (11.2)
	社会適応課程Ⅰ	A1	義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの	社会適応を円滑に進めるための各種の指導	2年以内の期間	513 (38.5)
	社会適応課程Ⅱ	A2	義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの	自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		114 (8.6)
	社会適応課程Ⅲ	A3	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導		8 (0.6)
	支援教育課程Ⅰ	N1	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導		68 (5.1)
	支援教育課程Ⅱ	N2	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適應する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導		94 (7.1)
	支援教育課程Ⅲ	N3	義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの	対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		272 (20.4)
社会適応課程Ⅳ	A4	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者	健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導	13 (1.0)		
社会適応課程Ⅴ	A5	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導	—		
支援教育課程Ⅳ	N4	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導	2 (0.2)		
支援教育課程Ⅴ	N5	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適應する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導	3 (0.2)		
第3種	医療措置課程	D	身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者	心身の疾患、障害の状況に応じた各種の指導	—	45 (3.4)
第4種	受刑在院者課程	J	受刑在院者	個別的事情を特に考慮した各種の指導	—	—
第5種	保護観察復帰指導課程Ⅰ	P1	保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者のうち、その者の持つ問題性が比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	保護観察を再開するための、短期間の集中した各種の指導	3月以内の期間	—
	保護観察復帰指導課程Ⅱ	P2	保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者（保護観察復帰指導課程Ⅰに該当する者を除く。）	保護観察を再開するための、集中した各種の指導	6月以内の期間	—

注 1 少年矯正統計年報による。
 2 第5種が指定される在院者は、令和4年4月から計上している。
 3 () 内は、矯正教育課程別の構成比である。

(2) 矯正教育

少年院における処遇の中核となるのは**矯正教育**であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって指導が行われる。少年院の長は、個々の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、方法、期間等を定めた個人別矯正教育計画を作成し、矯正教育はこれに基づき実施される。

少年院における処遇の段階は、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行し、これに応じて、その在院者にふさわしい処遇が行われる。

前記の五つの分野における指導の主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活指導

少年院においては、在院者に対し、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な生活指導を行う。生活指導は、①基本的な生活訓練、②問題行動指導、③治療的指導、④被害者心情理解指導、⑤保護関係調整指導及び⑥進路指導について、全体講義、面接指導、作文指導、日記指導、グループワーク等の方法を用いて行われている。

また、在院者の抱える特定の事情の改善に資するために、令和3年度までは6種類の**特定生活指導**が実施されていたところ、4年度から、成年に達した者を対象として、成年であることの自覚及び責任を喚起するとともに、社会参加に必要な知識を付与すること等を指導目標とした「成年社会参画指導」が加わり7種類となっている。4年における各指導の受講終了人員は、①**被害者の視点を取り入れた教育**が41人、②**薬物非行防止指導**が299人、③**性非行防止指導**が138人、④**暴力防止指導**が236人、⑤**家族関係指導**が250人、⑥**交友関係指導**が539人、⑦**成年社会参画指導**267人であった(法務省矯正局の資料による)。

このうち、薬物非行防止指導及び性非行防止指導については、**重点指導施設**が指定され、指導の充実が図られている。令和4年度は、薬物非行防止指導では11庁、性非行防止指導では2庁が重点指導施設に指定されており、これらの施設においては、他の少年院からも対象者を受け入れるなどして、グループワーク等による重点的かつ集中的な指導が実施されている。

また、近年増加傾向が続く大麻使用歴を有する在院者に対し、より効果的な指導を実施するため、令和4年度に、大麻に関する情報をより広く少年院職員に提供することを目的として、少年院職員のために作成された大麻に関する執務参考資料が各少年院に配布された。

さらに、女子少年については、女子少年に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象に実施する処遇プログラムが行われている(詳細については、第4編第7章第2節2項(2)参照)。

イ 職業指導

少年院においては、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために必要な職業指導を行っている。職業指導は、令和4年度から、「職業生活設計指導」及び「職業能力開発指導」の二つの指導に大別された。「職業生活設計指導」の職業生活設計指導科は、原則として全在院者に対して行うもので、受講者全員に対してビジネスマナー、パソコン操作能力、キャリアカウンセリング等の講座を行う必修プログラムと、受講者個々の必要性に応じて職場の安全衛生、接客の基本知識等の講座を選択的に行う選択プログラムを組み合わせるものとなっている。「職業能力開発指導」の職業指導種目は、例えば、新設された種目である**ICT技術科**は、プログラミング教育などICTに係る知識の習得等を、従来の電気工事科、溶接科、土木建築科等が統合された**総合建設科**は、複数の資格取得に向けた知識・技術の習得等を、従来の農園芸科、木工科、手芸科、陶芸科等が統合された**製品企画科**は、製品企画から制作、展示、販売までを体験することをそれぞれねらいとするなど、より実践・社会的視点が考慮されている。

令和4年における出院者（退院又は仮退院により少年院を出院した者に限る。以下この節において同じ。）のうち、在院中に指定された職業指導の種目において、溶接、土木・建築、ICT等の資格・免許を取得した者は延べ人員で1,176人、それ以外の資格取得講座において、小型車両系建設機械運転、フォークリフト運転、危険物取扱者等の資格・免許を取得した者は延べ人員で1,604人であった（法務省矯正局の資料による。）。

ウ 教科指導

少年院においては、義務教育未終了者及び社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対しては、小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科指導を行う。そのほか、高等学校への編入若しくは復学、大学等への進学又は就労等のために高度な学力を身に付けることが必要な者に対しては、その学力に応じた教科指導を行うことができる。令和4年における出院者のうち、中学校又は高等学校への復学が決定した者は、それぞれ11人、50人であり、在院中に中学校の修了証明書を授与された者は、47人であった（少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、法務省と文部科学省の連携により、少年院内において、高等学校卒業程度認定試験を実施しており、同年度の受験者数は377人、合格者数は、高卒認定試験合格者が151人、一部科目合格者が213人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

エ 体育指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるため必要な体育指導が行われている。体育指導においては、各種スポーツ種目等を通じて、日常生活に必要な体力や技能を高めることのみならず、遵法の内面や協調性を育むような指導に留意している。

オ 特別活動指導

特別活動指導においては、在院者の情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うため、自主的活動、クラブ活動、情操的活動、行事及び社会貢献活動が行われている。このうち、社会貢献活動としては、社会に有用な活動を通じて規範意識、社会性の向上等を図ることを目的として、公共施設における清掃活動等が行われている。



社会貢献活動（泉南学寮）

(3) 保護者に対する協力の求め等

少年院においては、在院者の保護者等に対し、在院者の処遇に関する情報の提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する教育活動への参加依頼等を通じて、在院者の処遇への理解と協力

を得るよう努めている。令和4年に保護者等の参加を依頼した少年院の主な教育活動としては、保護者等と在院者が共同で活動し、相互理解を深めさせることなどを目的とした**保護者参加型プログラム**を延べ106回（保護者等の参加人員は延べ320人）、保護者等に在院者の処遇や円滑な社会復帰に向けた支援内容に関する理解を深めさせることを目的とした**保護者会**を延べ678回（同1,364人）、家族間のコミュニケーション等に関する**講習会**を延べ123回（同395人）実施した（法務省矯正局の資料による。）。

また、少年院においては、家族関係を調整する上で必要があると認められる場合のほか、在院者と保護者等との間で、将来の進路や出院後の生活、被害弁償等の重要な問題について話し合う必要があると認められるなどの場合、在院者を少年院の特に区分した場所に收容し、同所にその保護者等を宿泊させる方法により面会をさせることができる（**宿泊面会**）が、令和4年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、3年に引き続き宿泊面会の実施がなかった（法務省矯正局の資料による。）。

（4）関係機関等に対する協力の求め等

少年院においては、家庭裁判所等の関係機関を始めとして、学校、病院、民間の篤志家等に対して協力を求め、その専門的な知識・技術を活用して在院者の改善更生を図っている。

民間の篤志家として、篤志面接委員、教誨師、更生保護女性会員、BBS会員等が支援活動を行っている。**篤志面接委員**は、在院者に対し、種々の悩みについての相談・助言、教養指導等を行っており、令和4年末現在、362人を少年院の篤志面接委員として委嘱している（法務省矯正局の資料による。）。**教誨師**は、在院者の希望に応じて宗教教誨を行っており、同年末現在、297人を少年院の教誨師として依頼している（法務省矯正局の資料による。第2編第4章第4節3項参照）。**更生保護女性会員、BBS会員**等は、定期的に少年院を訪問し、様々な形で少年院の処遇を支援している（同編第5章第6節4項（1）及び（2）参照）。

（5）社会復帰支援

少年院は、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、保護観察所と連携して、適切な帰住先を確保すること、医療及び療養を受けることを助けること、修学又は就業を助けることなどの社会復帰支援を行っている。

法務省においては、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**の一環として、少年院在院者に対してハローワークの職員による職業相談等を実施しており（第2編第4章第3節4項参照）、また、障害を有し、かつ、適当な帰住先がない在院者に対して、出院後速やかに福祉サービスを受けることができるようにするための**特別調整**を実施している（同節5項及び同編第5章第2節2項参照）。

令和4年における出院者のうち、就労支援の対象者に選定されて支援を受けた者は393人（28.8%）、そのうち就職の内定を得た者は148人（出院者の10.9%、就労支援を受けた者の37.7%）であった（少年矯正統計年報による。出院者の進路については、本節4項（1）参照）。

さらに、少年院においては、高等学校等への復学等を希望している在院者又は中学校への復学等が見込まれる在院者に対し、出院後の円滑な復学等を図るために行う修学支援についても充実が図られている。全在院者に対し、「学ぶ」ことの意義、学校の種類、学校卒業後の進路等について情報提供することを目的とした**修学支援ハンドブック**が配布されているほか、転学又は入学が可能な学校や利用可能な経済的支援等に係る情報収集と提供を民間の事業者に委託する修学支援情報提供等請負業務（通称「**修学支援デスク**」）が整備され、在院者がこれを利用して転入学に関する具体的な情報を得られる。令和4年度における修学支援デスクの利用状況は、進路希望依頼が265件、調査報告が783件であった（法務省矯正局の資料による。）。

なお、法務省は、令和3年8月から、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による非行少年への学習支援事業を開始した。これは、法務省との間で成果連動型民間委託契約を締結した受託者（共同事業体）が、非行少年を対象として、少年院在院中から出院後まで継続して、最長1年間の学習支援を実施するというものである。

第5種少年院在院者について、保護観察所をはじめとする関係機関との連携を強化し、社会内処遇と連続性をもった指導・支援等を効率的に行う必要があることから、令和4年度、全国各地の少年院等に第5種少年院在院者等のケース検討会用端末が整備された。

4 出院者

(1) 出院状況・進路

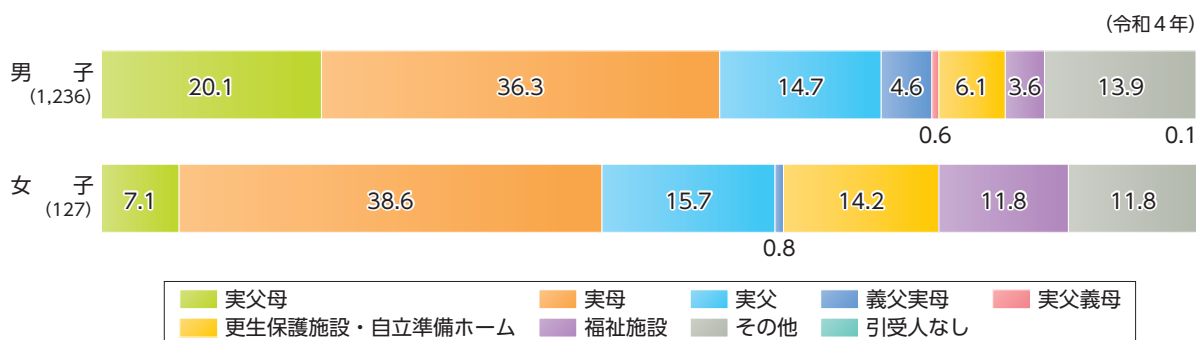
令和4年における少年院の出院者は1,363人であり、このうち1,359人（99.7%）が仮退院によるものであった。仮退院者の平均在院期間を出院時の矯正教育課程別に見ると、短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者では145日、SE及びSA以外の対象者では383日であった（少年矯正統計年報による。）。

出院者の進路は、36.8%が就職決定、1.2%が進学決定、0.8%が中学校復学決定、3.7%が高等学校復学決定、0.4%が短期大学・大学・専修学校復学決定であり、41.4%が就職希望、12.8%が進学希望、1.4%が進路未定であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

(2) 帰住先

令和4年における出院者の出院時引受人別構成比を男女別に見ると、3-2-4-10図のとおりである。

3-2-4-10図 少年院出院者の出院時引受人別構成比（男女別）



- 注 1 少年矯正統計年報による。
 2 「その他」は、養父（母）、雇主等である。
 3 () 内は、実人員である。

(3) 出院者等からの相談

少年院においては、出院者又はその保護者等から、出院者の交友関係、進路選択等について相談を求められた場合において、相当と認めるときは、少年院の職員がその相談に応じている。また、他の機関が対応をすることが適当である場合には、他の適切な機関を紹介するとともに、仮退院した者に係る相談を求められた場合には、保護観察所と連携して対応に当たっている。令和4年における出院者又はその保護者等からの相談件数は802件であり、そのうち主な相談内容の件数（重複計上による。）は、交友関係が122件、家族関係が129件、進路選択が202件であった（法務省矯正局の資料による。）。

5 少年院の運営等

(1) 少年院視察委員会

各少年院には、法務大臣が任命する7人以内の外部の委員で構成される少年院視察委員会が設置されており、同委員会は、少年院を視察するなどして、その運営に関し、少年院の長に対して意見を述べるものとされている。令和4年度における少年院視察委員会の活動状況は、会議の開催196回、少年院の視察61回、在院者との面接381件であり、同委員会が少年院の長に対して提出した意見は270件であった（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 保健衛生・医療

在院者には、できる限り戸外で、健全な心身の成長を図るため適切な運動を行う機会が与えられている。運動においては、矯正教育における体育指導とは異なり、在院者の自主性が尊重されている。また、少年院の職員である医師等又は少年院の長が委嘱する医師等が、在院者の診療を行い、必要な医療上の措置を執っている（第2編第4章第4節2項参照）。

なお、令和5年4月1日現在、専門的に医療を行う少年院（第3種）として、東日本少年矯正医療・教育センター及び京都医療少年院の2庁が設置されている。

(3) 規律・秩序の維持

在院者の処遇の適切な実施を確保し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るのにふさわしい安全かつ平穏な共同生活を保持するためには、少年院の規律及び秩序は適正に維持されなければならない。そのため、少年院においては、少年院法により定められた要件や手続等に基づき、少年院の規律及び秩序を害する反則行為をした在院者に対して、不利益処分である懲戒を行うことがある。懲戒は、少年院の規律及び秩序の維持を主たる目的としつつ、当該在院者の規範意識を喚起する教育的機能を持つものであり、①厳重な訓戒（少年院の長が、反則行為をした在院者にその非を教え、今後は戒めるもの）、②20日以内の謹慎（反則行為をした在院者を集団処遇から離脱させ、居室内で処遇することで反省を促すもの）の2種類がある。令和4年における出院者（1,363人）のうち、在院中に、厳重な訓戒の処分を受けた者は151人、20日以内の謹慎の処分を受けた者は302人であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

なお、令和5年6月に施行された刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）により、逃走罪の主体が「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」から「法令により拘禁された者」に改められ、これまで逃走罪の主体とされていなかった少年院の保護処分在院者等を含め、少年院を含む矯正施設に収容されている者は全て逃走罪の主体となった（第2編第1章1項（4）参照）。

(4) 不服申立制度

不服申立制度として、救済の申出及び苦情の申出の制度がある。救済の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について苦情があるときに、法務大臣に対して、救済を求める申出をすることができる制度であり、苦情の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について、監査官及び少年院の長に対して申出をすることができる制度である。令和4年における救済の申出件数は、43件であった（法務省矯正局の資料による。）。

コラム8 少年院100年のあゆみ

大正12年1月、多摩少年院及び浪速少年院の二つの矯正院が誕生した（法律上は「矯正院」であるが、各施設の名称は「少年院」が用いられていた。）。令和5年には、この二つの少年院が誕生して100周年を迎える。そこで、このコラムでは「少年院100年のあゆみ」について紹介したい（少年法制の主な動きについては第7編第2章1項参照）。



創立時の多摩少年院



創立時の浪速少年院

1 矯正院（少年院）の誕生

少年を20歳以上の者と区別して処遇しようとする制度は、既に明治の初頭から見られ、監獄内において、懲役刑に処せられた少年や、刑罰法令に触れる行為をしたものの罪には問わないとされた少年を収容する「懲治場」で教科教育などの特別な教育が行われていた。一方で、少年犯罪者の矯正を監獄内で行うことに対する批判もあり、少年の矯正については教育によることを重視すべきという観点から、一つの寮で夫婦の指導員が家庭的な雰囲気の中で指導を行う「感化院」における特別な教育も行われていた。

明治41年、懲治場に留置する制度が廃止されたが、感化院の収容力が極めて小さかったこと、大正初期に入り、当時の少年犯罪の増加・悪質化が進んだことから、非行のある少年に対処するための特別法が必要であるとの機運が生じ、大正11年に旧少年法が制定された。同法では、九つの保護処分が定められたところ、そのうちの一つとして「矯正院への送致」の処分が設けられ、翌12年の同法の施行により、我が国初の矯正院（少年院）である多摩少年院と浪速少年院の運営が開始された。当時、この2施設しか設置されなかったのは、少年の審判を行う少年審判所が東京と大阪だけに設置されていたことによる。以後、少年審判所が全国各地に設置されていくのに併せ、矯正院も次々と設置されていった。

矯正院の処遇は、性格を矯正するため、厳正な規律の下で教養を施し、生活に必要な実業を練習させることとされ、中学校及び実業学校（第二次世界大戦前の旧学制における旧制中等学校の一つ）以下の学校に準じた教科教育と農業、木工等の実科教育が行われた。また、少年が生活する寮舎における生活指導が教育の中心と考えられており、寮舎においては、寮長等の役割分担を決めるなどの自治的活動も行われた。

矯正院の処遇は、厳正な規律の下に実施するという面では少年監獄に近く、教育的な処遇を行うという面では現在の児童自立支援施設に当たる感化院と同様の性質を有することから、矯正院は、少年監獄と感化院の中間的な性格を有していたといえる。

その後、第二次世界大戦下の矯正院においては、保護処分の運用を変え、2か月の短期間で矯正教育を行った後、民間の軍需工場へ出業させる短期錬成を行うこととされた。

2 戦後（昭和）の少年院

昭和23年、現行の少年法及び旧少年院法が公布され、矯正院は、法律上も少年院という名称が用いられることとなった。旧少年院法の特徴としては、①矯正教育を受ける施設として明文化したこと、②年齢、性別、犯罪的傾向の程度及び心身の状況等に応じて、初等、中等、特別及び医療の4種類を設けたこと、③学齢の在院者について普通教育の保障を掲げたこと、④段階処遇を導入したことなどが挙げられる。

各少年院では、生活指導、教科教育、職業補導、体育といった教育が行われた。その中で、職業補導においては、木工、板金、溶接、電気工事等の種目の職業訓練を実施してきたが、これらの種目は、昭和38年以降、労働省から職業訓練法に基づく公共職業訓練として認められるようになった。

昭和52年には、それまでの処遇における少年の収容期間が1年程度に固定しがちであったことや処遇内容が画一的になりがちであったことなどに対する反省から、「少年院の運営について」（通達）が発出され、これにより現在の少年院につながる基盤となる制度が整えられた。その内容は、個々の少年のニーズに応じた処遇の個別化の推進のため、①少年院の処遇を短期処遇と長期処遇に区分した上で、短期処遇には一般短期処遇と交通短期処遇が設置され、長期処遇には生活指導、職業訓練、教科教育、特殊教育及び医療措置の各処遇課程（コース）が設置され、②施設ごと処遇課程ごとに基本的処遇計画（施設ごとコースごとの教育計画）を作成し、教育の過程を新入時教育、中間期教育、出院準備教育の3期に分けた上で、それぞれにふさわしい教育内容・方法を発展的・段階的に編成することとし、③個々の少年について個別的処遇計画（少年個々の教育計画）を作成し、個人別に達成させるべき事項を教育目標として定め、この目標を達成するために必要な教育内容・方法を系統的に配置するというものであった。以上の処遇の個別化のほかにも、少年院における施設内処遇と仮退院後の保護観察との有機的一体化を図ること、関係諸機関や地域社会との連絡調整を一層強化することなどを基調とするものであった。さらに、昭和55年には、教育課程の編成・運用、成績評価の運用の基準が定められ、平成8年には、コースごとの教育目標、教育内容・方法等が標準化されるとともに、教育課程の編成、実施及び評価の基準も明らかにされた。

3 平成の少年院

平成期に入ると、ニーズに対応した処遇の推進など、短期処遇や長期処遇の改編が行われた。また、少年院の在院者も含めた刑務所出所者等に対する国の施策として、再犯防止と改善更生が重要課題として取り上げられるようになると、再犯防止に向けた各種支援制度も充実していった。平成18年度には、法務省（矯正施設、保護観察所等）と厚生労働省（都道府県労働局、公共職業安定所等）が連携し、刑務所出所者等に対し積極的かつきめ細かな就労支援を行う「刑務所出所者等総合的就労支援対策」が開始され、19年度からは、少年院内において、高等学校卒業程度認定試験が実施されるようになり、21年4月からは、矯正施設の被収容者のうち、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療等の福祉サービスが受けられるようにするため、法務省と厚生労働省が連携した「特別調整」が実施されるようになった。

平成26年6月には少年院法が全面改正され、翌27年6月に施行された。これにより、旧少年院法下で行われていた実務を踏まえつつ、①矯正教育の基本的制度や社会復帰支援の法定化、②在院者の権利義務関係と職員の権限の明確化、③不服申立制度の整備、④施設運営の透明性の確保など、再非行防止に向けた取組の充実及び社会に開かれた施設運営の推進が図られることとなった。

4 これからの少年院

令和4年の民法上の成年年齢引下げに伴い、少年法の改正が行われ、同法の対象は20歳未満の者としつつも、成年に達した18歳及び19歳については、「特定少年」として、その立場に応じた取扱いをすることとなった（現在の少年院における処遇については、本編第2章第4節参照）。

再犯防止推進法の下、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体は、民間の団体、その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めることとされ、地域との連携を更に進めていく時代となった。矯正施設においては、その有する人的・物的な資源を活用した再犯防止への取組のみならず、地域創生策等の地域の課題解決にまで貢献できる新たな取組が始まっている。少年院においても、介護施設での介護補助、障害児入所施設での児童との交流、地域の清掃・環境美化、点字絵本の製作・寄贈、災害で汚損した写真の洗浄作業補助等、様々な社会貢献活動が行われている。

少年院は100周年を迎えた。これからの少年院は、地域に支えられるだけでなく、地域を支える施設として、地域社会と共に歩んでいくことが期待される。



多摩少年院創立100周年記念式典



浪速少年院創立100周年記念式典

多摩少年院及び浪速少年院では、開庁100周年を迎え、令和5年に記念式典が行われた。

第5節 保護観察

1 概説

少年は、家庭裁判所の決定により保護観察に付される場合のほか、保護観察所で生活環境の調整（第2編第5章第2節2項参照）を行い、地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院が許された場合にも、保護観察に付される。

家庭裁判所は、少年を保護観察に付する決定をする場合（ただし、令和4年4月に施行された改正法（第3編第2章第1節1項参照）により、特定少年については、2年の保護観察に付する決定をする場合に限る。）、短期保護観察又は交通短期保護観察が相当である旨の処遇勧告をすることがあり、その場合、保護観察はこの勧告に従って行われる。短期保護観察は、交通事件以外の非行少年であって、非行性の進捗がそれほど深くなく、短期間の保護観察により更生が期待できる者を対象とするものである。交通短期保護観察は、交通事件による非行少年であって、一般非行性がないか又はその進捗が深くなく、交通関係の非行性も固定化していない者を対象とするものであり、通常の処遇に代えて、集団処遇を中心とした処遇を集中的に実施している。特定少年を対象とする更生指導については、本節3項（7）参照。

2 少年の保護観察対象者

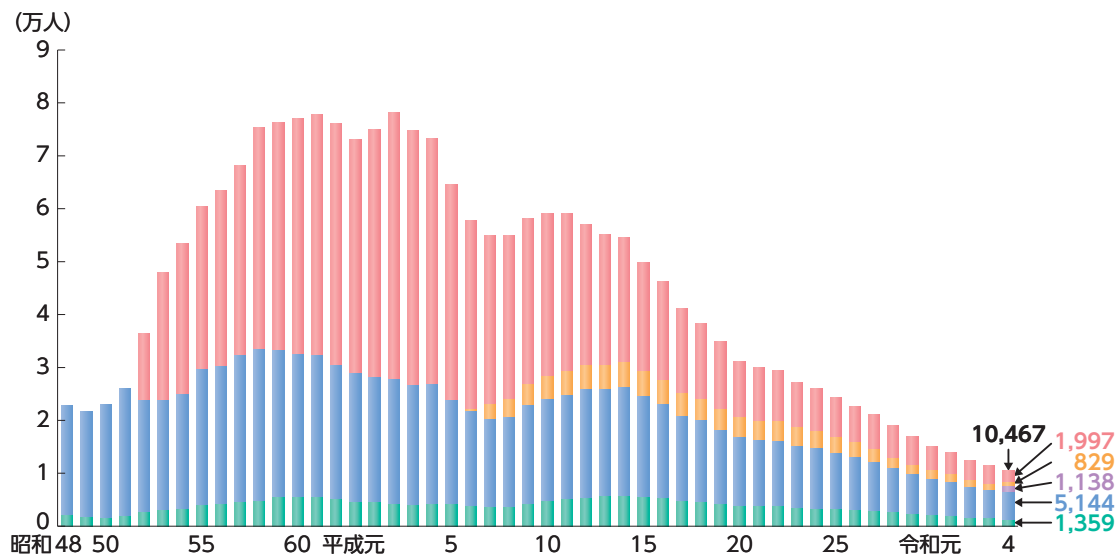
(1) 保護観察開始人員の推移

保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）及び少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者）について、保護観察開始人員の推移（最近50年間）及び令和4年における特定少年の保護観察開始人員の保護観察種別構成比を見ると、3-2-5-1図のとおりである。保護観察処分少年の保護観察開始人員は、平成11年以降減少し続け、令和4年は9,108人（前年比824人（8.3%）減）であった。少年院仮退院者の保護観察開始人員は、平成9年から14年まで増加していたが、その後、減少傾向にあり、令和4年は1,359人（同201人（12.9%）減）であった（CD-ROM資料2-8参照）。また、特定少年について見ると、4年（ただし、同年4月以降の人員である。）は、保護観察処分少年3,850人（うち更生指導1,138人）、少年院仮退院者18人であった。

3-2-5-1図 少年の保護観察開始人員の推移・特定少年の保護観察開始人員の保護観察種別構成比

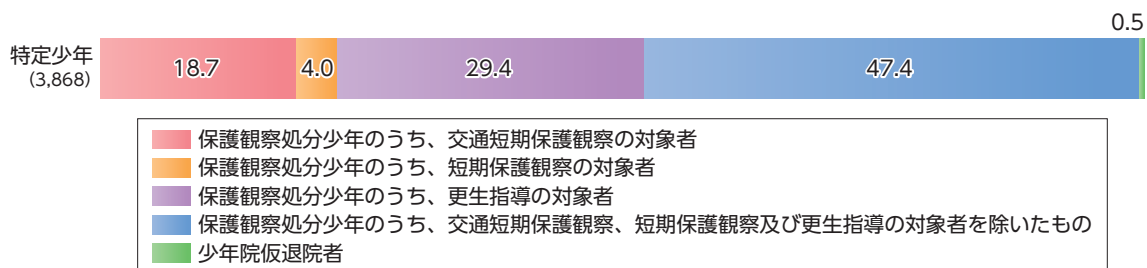
① 少年の保護観察開始人員

(昭和48年～令和4年)



② 特定少年の保護観察開始人員

(令和4年4月～12月)



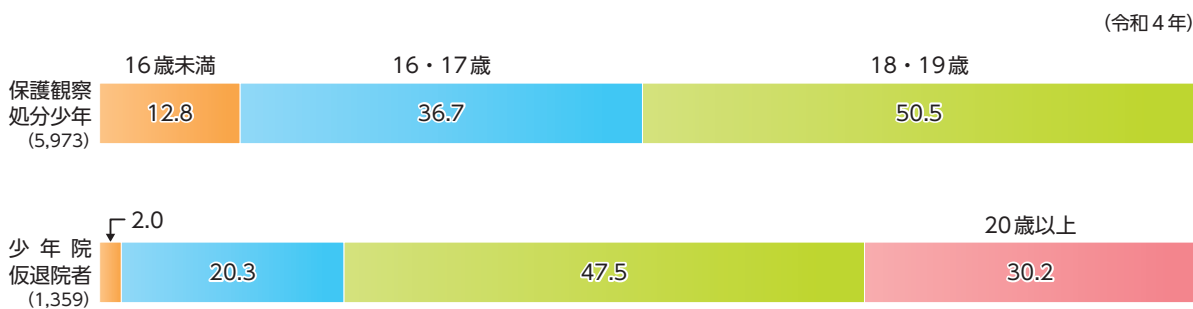
- 注 1 保護統計年報による。
 2 「交通短期保護観察」、「短期保護観察」及び「更生指導」については、それぞれ制度が開始された昭和52年、平成6年、令和4年以降の数値を計上している。
 3 「更生指導」とは、少年法64条1項1号の保護処分をいう。
 4 ②は、①のうち、家庭裁判所の決定において、特定少年として保護処分に付された者の構成比である。
 5 ()内は実人員である。

(2) 保護観察対象者の特徴

ア 年齢

保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、令和4年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見ると、3-2-5-2図のとおりである。

3-2-5-2 図 少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比

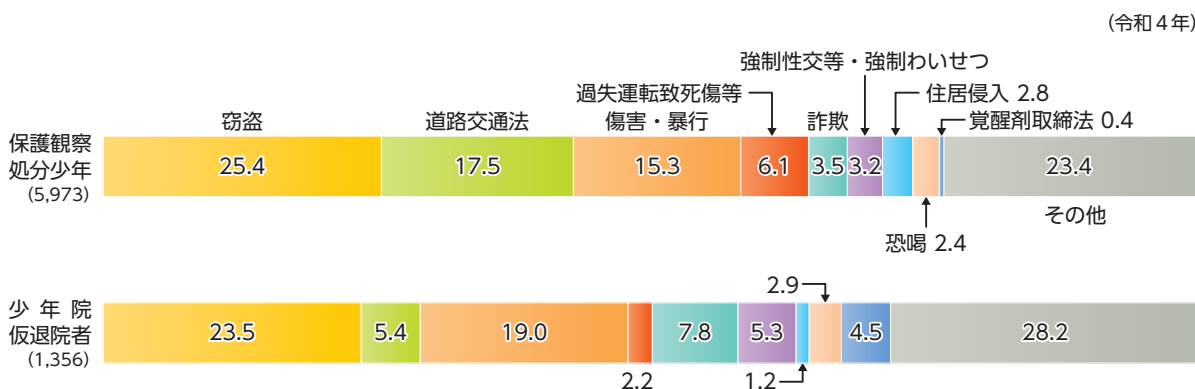


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

イ 非行名

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和4年における保護観察開始人員の非行名別構成比を見ると、3-2-5-3図のとおりである。保護観察処分少年では、男女共、窃盗が最も高く、次いで、道路交通法違反、傷害・暴行の順であった。少年院仮退院者では、男子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、大麻取締法違反の順であり、女子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、覚醒剤取締法違反の順であった（CD-ROM参照）。

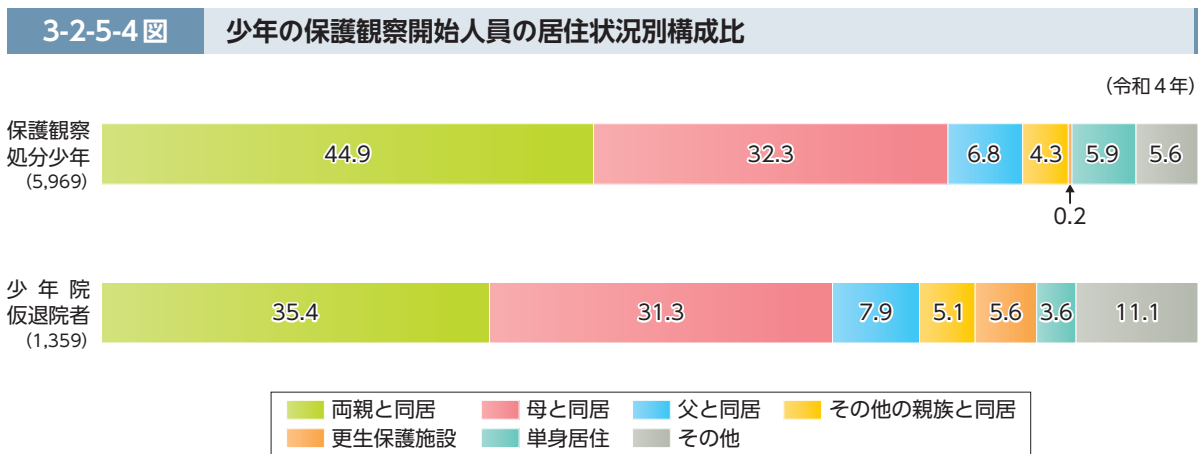
3-2-5-3 図 少年の保護観察開始人員の非行名別構成比



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 少年院仮退院者は、施設送致申請に基づき少年法26条の4第1項の決定により少年院に収容され仮退院した3人を除く。
 4 () 内は、実人員である。

ウ 居住状況

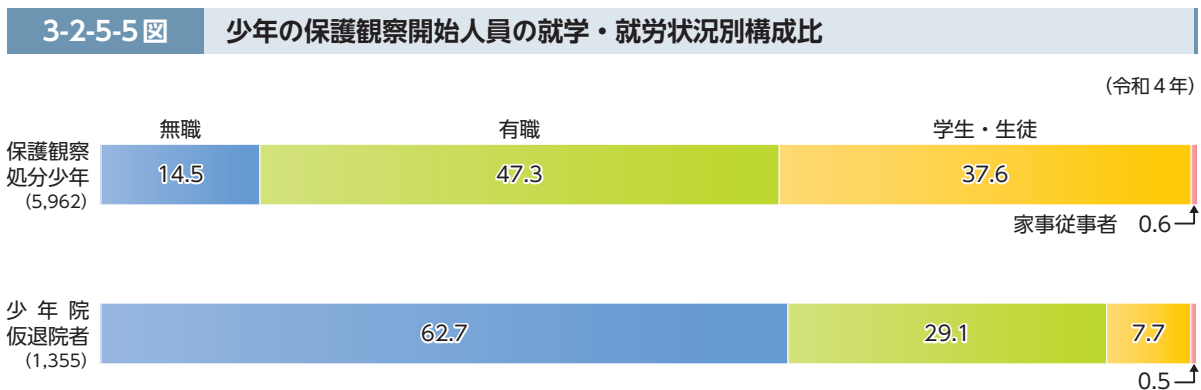
保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和4年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見ると、3-2-5-4図のとおりである（年齢層別の人員については、CD-ROM参照）。



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 4 「その他の親族と同居」は、配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）と同居を含まない。
 5 「その他」は、配偶者と同居、雇住宅等である。
 6 居住状況が不詳の者を除く。
 7 () 内は、実人員である。

エ 就学・就労状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和4年における保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比を見ると、3-2-5-5図のとおりである（年齢層別の人員については、CD-ROM参照）。



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 保護観察開始時の就学・就労状況による。
 4 就学・就労状況が不詳の者を除く。
 5 () 内は、実人員である。

3 少年の保護観察対象者に対する処遇

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇は、基本的に、特定暴力対象者に対する処遇及び中間処遇制度を除き、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者に対する処遇と同様である（第2編第5章第3節2項参照）。なお、専門的処遇プログラムについては、本項（3）記載のとおりである。

(1) 類型別処遇

保護観察処分少年（交通短期保護観察、短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下（1）において同じ。）及び少年院仮退院者に対しても、**類型別処遇**（第2編第5章第3節2項（2）参照）が実施されている。令和4年末現在における保護観察処分少年及び少年院仮退院者の類型の認定状況を見ると、**3-2-5-6表**のとおりである。

3-2-5-6表 少年の保護観察対象者の類型認定状況

(令和4年末現在)

領域区分	類 型	保護観察処分少年		少年院仮退院者	
関係性領域	児 童 虐 待	4	(0.1)	—	
	配 偶 者 暴 力	17	(0.2)	2	(0.1)
	家 庭 内 暴 力	120	(1.7)	29	(2.0)
	ス ト ー カ ー	53	(0.8)	5	(0.3)
不良集団領域	暴 力 団 等	27	(0.4)	8	(0.5)
	暴 走 族	288	(4.2)	73	(4.9)
	特 殊 詐 欺	253	(3.7)	107	(7.2)
社会適応領域	就 労 困 難	658	(9.5)	313	(21.2)
	就 学	1,304	(18.9)	139	(9.4)
	中 学 生	264	(3.8)	12	(0.8)
	精 神 障 害	1,072	(15.5)	443	(30.0)
	発 達 障 害	677	(9.8)	272	(18.4)
	知 的 障 害	326	(4.7)	142	(9.6)
嗜癖領域	薬 物	713	(10.3)	339	(23.0)
	ア ル コ ー ル	164	(2.4)	60	(4.1)
	性 犯 罪	715	(10.4)	186	(12.6)
	ギ ャ ン ブ ル	24	(0.3)	18	(1.2)
	嗜 癖 的 窃 盗	28	(0.4)	1	(0.1)

- 注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
 3 中学生は、就学の内数である。
 4 発達障害及び知的障害は、精神障害の内数である。
 5 () 内は、令和4年末現在、保護観察中の保護観察処分少年（交通短期保護観察、短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の各総数（類型が認定されていない者を含む。）のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

(2) 凶悪重大な事件を起こした少年に対する処遇

殺人等の凶悪重大な事件を起こして保護観察に付された少年（保護観察処分少年及び少年院仮退院者）は、生活環境の調整及び保護観察の実施において特段の配慮を要するため、重点的な処遇期間（保護観察開始後1年間）を定め、保護観察官の関与を深めるとともに、しよく罪指導プログラム（第2編第5章第3節2項（4）参照）を実施するなど、被害者への対応に関する助言指導も行っている。

(3) 専門的処遇プログラム

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しては、その者の非行事実等に照らして必要と認められる場合、その特性等に十分配慮した上で、**専門的処遇プログラム**を受けることを生活行動指針として定め、当該プログラムが実施されることがある（第2編第5章第3節2項（3）参照）。令和4年4月以降は、各専門的処遇プログラムの対象者のうち、18歳以上で、当該プログラムを受けることを特別遵守事項として定める必要性が認められるものについては、原則として、当該プログラムを受けることを特別遵守事項として定めているところ、その開始人員は、性犯罪再犯防止プログラム77人、薬物再乱用防止プログラム106人、暴力防止プログラム39人、飲酒運転防止プログラム2人であった（法務省保護局の資料による。）。)

（４）社会貢献活動

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、社会性の向上、自己有用感の涵養、規範意識の強化等を図るため、**社会貢献活動**が実施されており、平成27年6月からは、特別遵守事項として定めて義務付けられている。令和4年度は362回（前年度比40回増）実施され、延べ人員として、253人（同28人増）の保護観察処分少年、42人（同16人増）の少年院仮退院者が参加した（法務省保護局の資料による。社会貢献活動の内容等については、第2編第5章第3節2項（10）参照）。

（５）就労支援・修学支援等

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、法務省と厚生労働省が連携して実施している**刑務所出所者等総合的就労支援対策**に基づく計画的な就労支援及び**更生保護就労支援事業**による寄り添い型の就労支援が行われている（第2編第5章第3節2項（9）参照）。令和4年4月、保護処分時に特定少年であって、就労に係る遵守事項が設定された者のうち、就労意欲に乏しいものや、当面就労の見込みがないものなどに対して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むことを目的とするジョブキャリア学習を導入した。また、沼田町就業支援センターでは、将来の就農に意欲を持つ保護観察処分少年、少年院仮退院者及び若年假釈放者を宿泊させて、実習農場等において職業訓練を実施している（同項（11）参照）。

保護観察所においては、令和5年度から修学支援パッケージを実施している。これは、3年度からの試行期間を経て導入されたものであり、修学の継続等のために支援が必要と認められる保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対し、個々の対象者の抱える課題等に応じて、学習支援、学校等の関係機関とのケース会議の実施などを組み合わせた支援を実施している。

（６）保護者に対する措置

保護観察所においては、少年の保護観察対象者の保護者に対し、少年の生活実態等を把握して適切にその監護に当たるべきことや、少年の改善更生を妨げていると認められる保護者の行状を改めるべきことについて指導又は助言を行うほか、少年の非行に関連する問題の解消に資する知識等の提供を目的とする講習会や、保護者同士が子育てに関する経験、不安や悩みを話し合う**保護者会**を開催するなどしている。令和4年度においては、講習会・保護者会等が36回（前年度比16回増）実施され、158人（同91人増）が参加した（法務省保護局の資料による。）。

（７）更生指導

令和4年4月以降、保護処分時に特定少年であり、6月の保護観察に付された者については、比較的軽微な罪を犯し、その問題性が比較的小さく、遵守事項違反の場合の収容の仕組みがなくても改善更生を図ることができるかと想定されることから、不良措置（本節4項（2）参照）を執ることができない枠組みで処遇を行っており、毎月1回、保護観察官に対し自己の生活状況について報告させるとともに、個々の課題に応じて、期間中に1回から数回、交通講習や社会貢献活動等の必要な講習等を受けさせる処遇（**更生指導**）を行っている。ただし、生活環境の改善・調整など補導援護の措置を特に継続して行う必要があると認められ、家庭裁判所からその旨の処遇勧告がなされた場合などには、必要に応じて担当保護司を指名し、毎月1回以上、保護観察官又は保護司を訪問させて生活状況を報告させ、状況に応じて必要な補導援護の措置を行っている。

4 少年の保護観察対象者に対する措置

(1) 良好措置

保護観察処分少年は、原則として、20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には2年間。令和4年4月以降、保護処分時に特定少年であり、6月又は2年の保護観察に付された者については当該期間。）保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができると思えられるに至ったときは、保護観察所の長の判断により、**解除**の措置が執られて保護観察は終了する。また、保護観察所の長の判断により、一定期間、指導監督、補導援護等を行わず経過を観察する**一時解除**の措置が執られることもある。少年院仮退院者は、少年院の収容期間（収容すべきであった期間）の満了まで保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができると思えられるに至ったときは、保護観察所の長の申出に基づき地方更生保護委員会が退院を決定し、保護観察は終了する。令和4年に解除となった者（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）は4,740人、そのうち特定少年は73人（ただし、同年4月以降の人員である。）であり、一時解除となった者は2人、退院となった者は131人であった（保護統計年報による。）。

(2) 不良措置

保護観察所の長は、保護観察処分少年（令和4年4月以降は、保護処分時に特定少年であり、6月又は2年の保護観察に付された者を除く。）が遵守事項を遵守しなかったときは、これを遵守するよう**警告**を発することができ、なお遵守事項を遵守せず、その程度が重いときは、家庭裁判所に対し、新たな保護処分として児童自立支援施設・児童養護施設送致又は少年院送致の決定をするように申請（**施設送致申請**）することができる。また、保護観察所の長は、新たにぐ犯事由があると認めるときは、家庭裁判所に**通告**することができる。令和4年に警告がなされた者は29人、施設送致申請がなされた者は3人、通告がなされた者は3人であった（保護統計年報及び法務省保護局の資料による。）。

令和4年4月以降、保護観察所の長は、保護処分時に特定少年であり、2年の保護観察に付された者が遵守事項を遵守せず、その程度が重いと思えるときは、家庭裁判所に対し、少年院に収容する旨の決定（**収容決定**）を申請することができ（ただし、保護観察に付された際に1年以下の範囲内で定められた収容可能期間を満了していないときに限る。）、家庭裁判所の決定により、当該者は収容可能期間の範囲内で少年院に収容される。その場合、家庭裁判所の決定があった時から保護観察は停止し、地方更生保護委員会の決定により退院が許され釈放された時又は収容可能期間が満了した時から保護観察の期間は再び進行する。令和4年に収容決定申請がなされた者はいなかった（保護統計年報による。）。

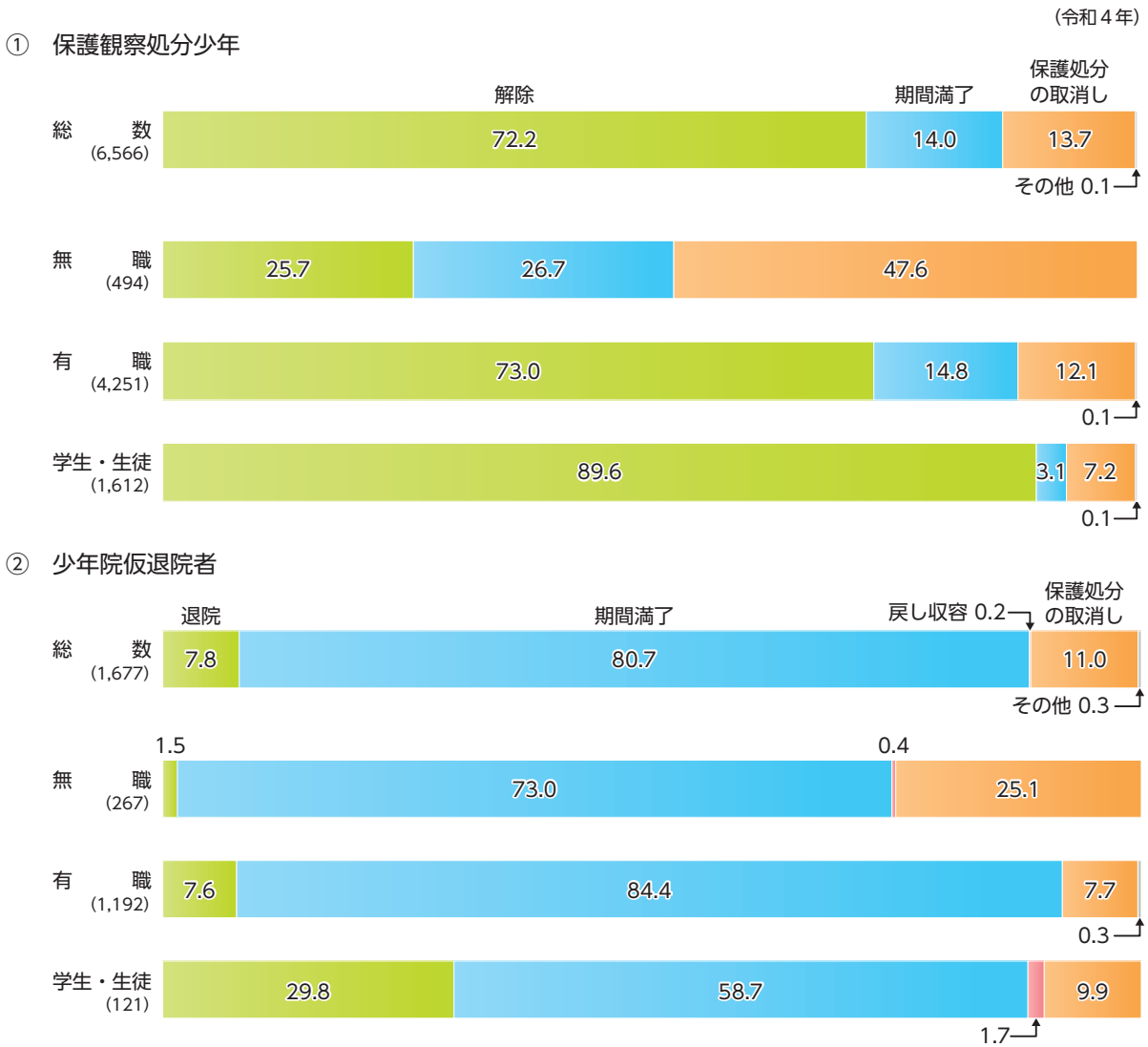
少年院仮退院者（令和4年4月以降は、保護処分時に特定少年であり、少年院に送致となった者を除く。）が遵守事項を遵守しなかったときは、保護観察所の長の申出と地方更生保護委員会の申請を経て、家庭裁判所の決定により、少年院に再収容（**戻し収容**）することがある。令和4年に戻し収容となった者は、3人であった（保護統計年報による。）。

令和4年4月以降、保護処分時に特定少年であり、少年院に送致となった少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったときは、地方更生保護委員会の**仮退院の取消し**決定により、再び少年院に収容されることがある。令和4年に、仮退院の取消し決定により、再び少年院に収容された者はいなかった（保護統計年報による。）。

5 少年の保護観察の終了

保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、令和4年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を総数及び保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、3-2-5-7図のとおりである。保護観察終了時に無職である者は、保護観察処分少年では47.6%、少年院仮退院者では25.1%が、保護処分の取消し（競合する新たな処分を受けたことなどにより、保護処分が取り消されること）で終了している（年齢層別の人員については、CD-ROM参照）。

3-2-5-7図 少年の保護観察終了人員の終了事由別構成比（総数、終了時の就学・就労状況別）



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 「総数」は、「無職」、「有職」及び「学生・生徒」のほか、家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を含む。
 4 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。
 5 少年院仮退院者のうち、「仮退院の取消し」により保護観察を終了した者は、令和4年はいなかった。
 6 「その他」は、死亡等である。
 7 () 内は、実人員である。

第1節 概要

1 起訴と刑事裁判

検察官は、家庭裁判所から刑事処分相当として少年の事件の送致を受けた場合、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、原則として、公訴を提起しなければならない。

起訴された少年の公判の手続は、20歳以上の者の場合とほぼ同様である。ただし、裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定で、事件を家庭裁判所に移送する。

少年を有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、刑の執行を猶予する場合を除き、処断すべき刑の範囲内において、長期（15年を超えることはできない。）を定めるとともに、長期の2分の1（長期が10年を下回るときは、長期から5年を減じた期間。以下この項において同じ。）を下回らない範囲内において短期（10年を超えることはできない。）を定めて、不定期刑を言い渡す。また、不定期刑の短期は、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の2分の1を下回らず、かつ、長期の2分の1を下回らない範囲内において、処断刑の下限を下回る期間を定めることができる。ただし、改正法により、特定少年に対しては、20歳以上の者と同様に、不定期刑ではなく最長30年以下の範囲で定期刑を言い渡すこととなった（令和4年4月施行。改正法の概要については、本編第2章第1節1項参照）。

犯行時18歳未満の者には、死刑をもって処断すべきときは無期刑を科さなければならず、無期刑をもって処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、10年以上20年以下において言い渡す。

2 刑の執行

少年の受刑者は、主として少年刑務所に収容され、20歳以上の受刑者と分離し、特に区画した場所でその刑の執行を受ける。ただし、改正法により、特定少年については、この限りでなくなった（令和4年4月施行）が、18歳及び19歳の少年の受刑者と20歳以上の受刑者との接触については、個々の少年の受刑者の情操に配慮し、必要な措置を講ずることとされた。懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対しては、16歳に達するまでは、少年院で刑の執行をすることができる。

3 仮釈放

少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者については、無期刑の言渡しを受けた者は7年（ただし、犯行時18歳未満であったことにより死刑をもって処断すべきところを無期刑の言渡しを受けた者については10年）、犯行時18歳未満であったことにより無期刑をもって処断すべきところを有期刑の言渡しを受けた者はその刑期の3分の1、不定期刑の言渡しを受けた者はその刑の短期の3分の1の期間をそれぞれ経過した後、仮釈放を許すことができる。ただし、改正法により、特定少年のときに刑の言渡しを受けた者については、この限りではなくなり、20歳以上のときに懲役又は禁錮の言渡しを受けた者の仮釈放（第2編第5章第2節1項参照）と同様の扱いとなった（令和4年4月施行）。

第2節 起訴と刑事裁判

1 検察庁での処理状況

3-3-2-1表は、令和4年における逆送事件（少年法20条又は62条に基づき家庭裁判所から検察官に送致された事件）の検察庁処理人員を罪名別に見るとともに、これを処理区分別に見たものである。

3-3-2-1表 逆送事件 検察庁処理人員（罪名別、処理区分別）

(令和4年)

罪 名	総 数	起 訴		家庭裁判所に 再 送 致	不起訴・中止
			公判請求		
総 数	1,463	1,437	194	12	14
刑 法 犯	105	101	95	2	2
放 火	1	1	1	—	—
強制わいせつ・強制性交等	19	17	17	2	—
殺 人	6	6	6	—	—
傷 害	7	7	6	—	—
窃 盗	31	31	30	—	—
強 盗	11	11	11	—	—
詐 欺	13	13	13	—	—
恐 喝	4	4	4	—	—
そ の 他	13	11	7	—	2
危 険 運 転 致 死 傷	9	9	9	—	—
過 失 運 転 致 死 傷 等	62	58	34	4	—
特 別 法 犯	1,287	1,269	56	6	12
道交違反を除く特別法犯	18	18	13	—	—
覚 醒 剤 取 締 法	—	—	—	—	—
そ の 他	18	18	13	—	—
道 交 違 反	1,269	1,251	43	6	12

- 注 1 検察統計年報による。
2 移送及び年齢超過後の処分を除く。

2 通常第一審の科刑状況

3-3-2-2表は、令和4年における少年の通常第一審での科刑状況を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。

3-3-2-2表 通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別、裁判内容別）

(令和4年)

罪 名	有罪 総数	死刑	無期 懲役	有期懲役・禁錮						罰金	家裁 移送
				不定期刑	定 期 刑						
					一 部 執 行 猶 予		全 部 執 行 猶 予				
					保 護 観 察 付		保 護 観 察 付				
総 数	83	—	1	12	70	—	—	64	3	—	3
刑 法 犯	23	—	1	9	13	—	—	7	1	—	3
わいせつ等	9	—	—	2	7	—	—	2	—	—	—
殺 人	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
傷 害	3	—	—	3	—	—	—	—	—	—	2
窃 盗	3	—	—	1	2	—	—	1	—	—	—
強 盗	3	—	1	1	1	—	—	1	—	—	—
詐 欺	3	—	—	1	2	—	—	2	—	—	1
恐 喝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	1	—	—	—	1	—	—	1	1	—	—
特 別 法 犯	60	—	—	3	57	—	—	57	2	—	—
覚醒剤取締法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道 路 交 通 法	30	—	—	—	30	—	—	30	1	—	—
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	28	—	—	2	26	—	—	26	1	—	—
そ の 他	2	—	—	1	1	—	—	1	—	—	—

- 注 1 司法統計年報による。
 2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。
 3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいう。
 4 裁判時20歳未満の者に限る。

第3節 少年の受刑者

少年入所受刑者（懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年であって、その刑の執行のため入所した受刑者をいう。）の人員は、昭和41年には1,000人を超えていたが、その後、大幅に減少し、63年以降は100人未満で推移し、令和4年は14人（前年比2人減）であった。4年における少年入所受刑者の人員を刑期（不定期刑は、刑期の長期による。）別に見ると、無期が0人、5年を超える者が6人、3年を超え5年以下の者が6人、3年以下の者が2人であった（CD-ROM資料3-12参照）。なお、同年は、少年入所受刑者中、一部執行猶予受刑者はいなかった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

少年の受刑者については、心身が発達段階にあり、可塑性に富んでいることから、刑事施設ではその特性に配慮した処遇を行っている。すなわち、処遇要領の策定（第2編第4章第3節1項（1）参照）に関しては、導入期、展開期及び総括期に分けられた処遇過程ごとに、矯正処遇の目標及びその内容・方法を定めている。また、矯正処遇の実施に関しては、教科指導を重点的に行い、できる限り職業訓練を受けさせ、一般作業に従事させる場合においても、有用な作業に就業させるなどしている。さらに、令和4年4月以降、改善指導の実施に関しても、犯した罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるとともに、出所後の進路選択や生活設計を具体的に検討させ、社会復帰に対する心構えを身に付けさせるよう配慮するほか、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、18歳以上の少年の受刑者については、民法上成年として扱われる年齢であることに鑑み、各種法令上の成年としての権利とそれに伴う責任等について理解させ、成年としての自覚を促すよう配慮することとされている。

加えて、少年の受刑者ごとに1人以上の職員を指定し（個別担任制）、その個別担任において、他の職員と緊密な連携を図りつつ、個別面接、日記指導等の個別に行う指導を継続的に実施している。

なお、少年院において刑の執行をするときには、少年には、矯正処遇ではなく、矯正教育を行う（3-2-4-9表参照）。